

兵庫県公報

平成21年10月27日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

人事委員会公告		ページ
○ 職員の給与等に関する報告及び勧告		1

人事委員会公告

兵庫県人事委員会は、平成21年10月9日、兵庫県議会及び兵庫県知事に対し、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告を行ったので、次のとおりその全文を公表する。

平成21年10月27日

兵庫県人事委員会
委員長 中 瀬 憲 一

別紙第1

報 告

1 本年の報告及び勧告に当たって

我が国経済は、昨年秋以降、世界的な金融危機の深刻化、世界同時不況という環境の下で、急速な景気の悪化へと転じた。このところ、景気に持ち直しの動きがみられるものの、失業率は過去最高水準になるなど、依然厳しい状況にある。

本委員会が行った、本年の「職種別民間給与実態調査」においても、雇用調整を行っている県内民間事業所の割合は昨年に比べ大幅に増加し、昨年には、ほとんど行われていなかった一時帰休・休業が18.0%の事業所で、賃金カットが12.6%、採用の停止・抑制も28.7%と多くの事業所で実施され、希望退職者の募集や正社員の解雇も増加している。また、月例給についても、ベース改定を見送る事業所が増加するなど、非常に厳しい状況にある。

また、本委員会は、県内経済情勢等の急激な変化を踏まえて、例年の職種別民間給与実態調査とは別に、人事院と同様に、夏季一時金に関する特別調査を実施した。

特別調査の結果では、県内民間事業所において、約9割の従業員の夏季一時金が未定で、人事院の調査結果の約8割を大幅に上回っており、県内事業所の実態把握が十分であるとは言い難いこと、夏季一時金の対前年増減率は、産業によって大きく異なっており、それを集計した $\Delta 7.8\%$ は、各種調査機関の発表数値や人事院の調査結果である $\Delta 13.2\%$ とも大きく乖離しているなどの状況があったことから、本県職員の期末手当及び勤勉手当に直ちに反映させるべきという判断に至らず、例年の職種別民間給与実態調査により、県内事業所の状況を精確に把握し、本報告に反映させることとした。

本委員会の給与等に関する報告及び勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として重要な役割を果たすものであり、社会一般の情勢を的確に把握し、職員の給与をはじめとして、適切な勤務条件を保つことを通じて県民の理解を得てきている。

職員の給与に関しては、地方公務員法に基づき、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとする均衡の原則の下で、毎年、職員の給与水準を民間の従業員と均衡させること（民間準拠）を基本として行ってきたところである。

人事院は、平成17年の報告において、地域民間賃金の適切な反映や職務・職責に応じた俸給構造への転換及び勤務実績の給与への反映等を柱とする給与構造改革を行うとし、平成18年度から平成22年度までの5年間で段階的に実施している。また、公務員給与と民間企業従業員の給与水準を精密に比較し、勧告を行っているが、比較にあたっては、民間企業従業員の給与をできる限り広く把握するため、平成18年から比較対象企業規模をそれまでの100人以上から50人以上に改めるなどの抜本的な見直しを行った。

本委員会においても、人事院及び他の都道府県人事委員会の状況等を考慮し、給与構造改革や民間給与との比較方法の見直しに取り組んできたところである。

最近の職員給与を見ると、民間賃金の厳しい状況を反映して、平成14年度及び平成15年度には、月例給与と期末手当がともに引き下げられ、平成17年度には、月例給与が引き下げられる一方、平成19年に勧告した勤勉手当の引上げについては、平成19年は一部の引上げにとどまったものの、翌年には勧告どおり引き上げられた。また、昨年4月から、初任給与や昇格の基準の見直しが図られたうえで、国家公務員の俸給表に準じた給料表が適用される一方、財政構造を安定的・持続的なものに転換していくために策定された「新行財政構造改革推進方策」を踏まえ、給与の抑制措置が行われている。

本年の報告及び勧告にあたっては、以上のような職員の給与を取り巻く諸情勢を踏まえつつ、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与の実態及び民間の従業員の給与を調査し、国家公務員や他の都道府県職員の給与の状況を考慮して、様々な角度から総合的に検討を行った。

2 職員の給与等

本委員会の給与勧告の対象とされている職員の数は、約53,900人（市町立学校県費負担教職員約25,500人

を含む。)となっている。

また、調査対象外として、企業職員、病院事業職員及び技能労務職員があり、その職員数は約5,500人となっている。

本年実施した「平成21年職員給与実態調査」(平成21年4月現在)による職員の給与等の状況は、次のとおりとなっている。

(1) 平均給与月額

本委員会の給与勧告の対象とされている職員にかかる平均給与月額は、「新行財政構造改革推進方策」を踏まえた給与抑制措置を受け、給料371,845円、扶養手当10,539円、地域手当24,201円、その他手当32,238円、計438,823円となっている。

そのうち、行政職(行政職給料表適用者をいう。以下同じ。)についてみると、給料346,799円、扶養手当11,460円、地域手当23,865円、その他手当30,650円、計412,774円となっている。

(2) 職員数及び職員構成

職員は、総数53,878人、平均年齢43.1歳、平均経験年数21.0年となっている。男女別構成比は、男性64.1%、女性35.9%、学歴別構成は、大学卒77.0%、短大卒7.6%、高校卒15.4%、中学卒0.0%、年齢別構成は、19歳以下0.3%、20歳台14.6%、30歳台21.3%、40歳台29.2%、50歳台34.4%、60歳以上0.2%となっている。

なお、行政職についてみると、職員数9,156人、平均年齢43.6歳、平均経験年数22.1年となっている。

(参考資料 第1 職員給与関係資料 参照)

3 民間の給与等

職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所1,832のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した420の事業所を対象に、人事院及び神戸市人事委員会等と共同で「平成21年職種別民間給与実態調査」を実施し、県職員の職務と類似する職務に従事する者78職種、約18,800人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた所定内給与及び所定外給与の月額等を実地に詳細に調査した。

また、各民間事業所における初任給の状況、給与改定の状況や雇用調整の実施状況等についても、引き続き調査した。

(初任給の状況)

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で39.1%(昨年35.9%)、高校卒で21.9%(同25.5%)となっており、大学卒では昨年に比べ増加し、高校卒は昨年に比べ減少している。

新規学卒者の採用を行った事業所における初任給は、据置き割合が、大学卒では82.1%(昨年61.0%)、高校卒では75.3%(同56.7%)と大幅に増加している。

また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で198,359円、高校卒で160,409円となっており、昨年とほぼ同額となっている。

(給与改定の状況)

本年の県内民間事業所の給与改定の状況は、別表第1に示すとおり、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は12.5%(昨年35.8%)と昨年に比べ大幅に減少し、一方、ベースアップを中止した事業所の割合は32.4%(同11.8%)と大幅に増加している。

定期昇給の実施状況は、別表第2に示すとおり、一般の従業員(係員)について、定期昇給を実施した事業所の割合は78.8%(同77.4%)となっているが、その内訳は、昇給額が昨年より増額となっている事業所の割合が16.6%(同24.8%)と昨年に比べ減少しているのに対し、減額となっている事業所の割合は14.6%(同7.8%)と増加している。また、定期昇給を停止した事業所の割合も7.7%(同3.0%)と、昨年に比べ増加している。

(雇用調整の実施状況等)

平成21年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は、厳しい経営環境を背景として、別表第3に示す

とおり49.8%（昨年14.2%）と大幅に増加している。雇用調整の措置内容としては、残業の規制30.4%（同1.5%）、採用の停止・抑制28.7%（同3.8%）、非正規社員の契約更新の中止・解雇25.2%（新規調査項目）、一時帰休・休業18.0%（昨年0.2%）の順となっており、正社員の解雇1.5%（同0.6%）も増加している。

さらに、本年4月分の給与について賃金カットを実施した事業所は、別表第4に示すとおり、一般の従業員（係員）については5.7%、管理職（課長級）については10.0%となっており、また当該事業所における平均減額率は、一般の従業員については5.4%、管理職については7.6%となっている。

このように、本年の給与改定の状況及び雇用調整の実施状況等をみると、民間企業においては、残業の規制等とともに、給与についても、昇給の抑制や賃金カット等の措置が行われるなど、厳しい状況が見られるところである。

（参考資料 第2 民間給与関係資料 参照）

4 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

ア 公民給与の較差

前記の「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づいて、職員にあつては行政職、民間従業員にあつては行政職に類似する事務・技術関係の職種の者について、責任の度合、学歴、年齢等が同等であると認められる者同士の給与を対比させ、民間従業員の人員構成を本県職員の人員構成に置き換え、責任の度合、学歴、年齢等ごとに給与を加重平均するラスパイレス方式による比較を行った。この結果、別表第5に示すとおり、一人当たり平均して、職員給与が民間従業員給与を19,609円（4.92%）下回っていることが明らかになった。この較差は、本県において「新行財政構造改革推進方策」を踏まえ、給与の抑制措置が講じられていることによる影響が大きく、この措置の影響分を除くと、職員給与は民間従業員給与を1,183円（0.28%）上回っている。

イ 住居手当

民間における住居（住宅）手当の支給状況を調査した結果は別表第6に示すとおりである。

(2) 特別給（賞与等）

前記の「職種別民間給与実態調査」により民間の特別給（賞与等）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

前述のとおり、本年4月に、夏季一時金に関する特別調査を実施したが、その時点では、約9割の民間従業員の夏季一時金が未定の状況等であったため、本県職員の期末手当及び勤勉手当に直ちに反映させるべきという判断に至らなかった。このため、「職種別民間給与実態調査」により、県内民間事業所の状況を精確に把握し、本勧告に反映させることとし、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給について調査した結果は、別表第7に示すとおり、平均所定内給与月額4.17月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数（4.50月）が民間事業所の特別給を上回っている。

5 最近の賃金・雇用情勢等

(1) 民間賃金指標の動向

兵庫県企画県民部政策室統計課の「毎月勤労統計地方調査」（事業所規模30人以上）による本年4月の兵庫県における民間事業所の所定内給与は、昨年4月に比べ4.5%減少している。また、所定外給与は15.0%減少しており、これらを合わせた、「きまって支給する給与」は、5.5%の減少となっている。

なお、パートタイム労働者を除く一般労働者では、所定内給与は3.7%減少している。

（参考資料 第4 労働経済関係資料 参照）

(2) 消費者物価指数

総務省の「小売物価統計調査」によると、本年4月の神戸市の消費者物価指数は、昨年4月に比べて0.2%上昇しており、全国の△0.1%を上回っている。

(参考資料 第4 労働経済関係資料 参照)

(3) 標準生計費

総務省の「家計調査」を基礎として、本委員会が人事院の方法により算定した神戸市における本年4月の標準生計費は、2人世帯132,700円、3人世帯166,490円、4人世帯200,300円となっている。

(参考資料 第3 生計費関係資料 参照)

(4) 雇用情勢

総務省の「労働力調査」による本年4月の全国における完全失業率は、昨年4月の水準を1.0ポイント上回り、5.0% (季節調整値) となっている。

また、厚生労働省の調査による本年4月の兵庫県における有効求人倍率は、昨年4月に比べると、0.37ポイント下落して0.47倍 (季節調整値) となっており、全国の0.46倍 (同) とほぼ同様の状況にある。

(参考資料 第4 労働経済関係資料 参照)

6 人事院の給与等に関する勧告等の概要

人事院は、本年8月11日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与等に関する報告を行い、併せて職員の給与の改定について勧告するとともに、公務員人事管理について報告した。また、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。

その概要は別表第8のとおりである。

7 職員の給与の改定等

(1) 改定の基本的な考え方

職員の給与については、民間従業員の給与との均衡を図るため、公民較差を基本に、国家公務員及び他の都道府県職員との均衡等を考慮して改定する必要があるが、本年の職員給与の改定にあたっては、「新行財政構造改革推進方策」を踏まえた給与抑制措置の影響分を除いた公民較差を基本とすることが適当である。

(2) 月例給

ア 給料表等

人事院は、行政職俸給表(一)の引下げ改定に当たって、基本的に給与較差率と同程度の平均0.2%の引下げとするが、初任給など若年層の給与の引下げを行うことは適当でないことから、1級から3級までの一部の俸給月額について引下げを行わないこととし、一方、管理職層である7級以上については、平均0.3%の引下げについて勧告した。

行政職俸給表(一)以外の俸給表についても、行政職俸給表(一)との均衡を基本に引下げを勧告した。ただし、医療職俸給表(一)については、医師の処遇確保の観点から引下げ改定を行わないこととした。

また、給与構造改革に伴う、いわゆる現給保障額についても、引下げ改定が行われる俸給月額を受けける職員を対象に引下げを勧告した。

本県の給料表については、国家公務員の俸給表の改定内容を考慮して改定を行う必要がある。

また、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成20年兵庫県条例第14号)附則第6項から第8項までの規定による額を受けている職員の給料月額、いわゆる現給保障額については、給料表の職務の級ごとの改定率を考慮して改定を行う必要がある。

高等学校教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表については、全国人事委員会連合会が作成した「モデル給料表」の改定内容を参考に改定を行う必要がある。

なお、医師に係る給与については、昨年、初任給調整手当を引き上げたところであり、本県の医師と民間の医師の給与較差は縮小しているが、依然としてあるため、医師確保の観点から、医師・歯科医師職給料表については、国と同様に改定を行わないことが適当である。

イ 自宅に係る住居手当

人事院は、自宅に係る住居手当の廃止を勧告したところである。

本県においても、民間、国及び他の都道府県の状況を踏まえ、自宅に係る住居手当について、廃止に向けた見直しを行うことが適当である。

ただし、本年度については、アの給料表等の改定とあわせ、公民較差を解消するための引下げを行う必要がある。

(3) 特別給（賞与等）

期末手当及び勤勉手当については、民間における支給状況並びに国及び他の都道府県の状況を考慮して改定を行う必要がある。

また、期末特別手当からの制度改正が予定されている大学の学長及び副学長並びに再任用職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に改定を行う必要がある。

(4) 改定の実施時期等

本年の給与改定は、職員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、国家公務員の改定に準じ、遡及することなく実施する必要がある。

なお、人事院勧告で、年間給与で民間との均衡を図るために期末手当で行われることとされている調整措置については、国及び本県の実情を考慮し、必要な措置を講じることが適当である。

(5) その他の課題

ア 借家・借間に係る住居手当

人事院は、本年の報告においても、借家・借間に係る住居手当については、高額家賃を負担している職員の実情を踏まえた手当の在り方について、引き続き検討を進めるとしている。

本県においても、国及び他の都道府県の動向に留意する必要がある。

イ 単身赴任手当

人事院は、単身赴任手当についても、単身赴任に伴う経済的負担の実情及び民間における同種手当の支給状況を考慮して、引き続きその改善について検討するとしている。

本県においても、国及び他の都道府県の動向に留意する必要がある。

ウ 勤務実績の給与への反映

人事院は、本年の報告において、本年4月の新たな人事評価制度の導入に併せて、人事評価の結果を昇給における昇給区分の決定や勤勉手当における成績率及び成績区分の決定等に活用するための基準を整備し、今後は、必要に応じて基準の見直しを行い、適切な運用が確保されるよう努めていくこととしている。

本委員会においても、平成17年の報告において、新たな昇給制度及び勤勉手当制度における勤務実績の給与への反映について、国の制度改正、他の都道府県の動向に配慮しつつ、各任命権者と職員団体をはじめとする関係者が十分に協議し、取り組む必要があると言及したところである。

各任命権者において取組が進められているところであるが、引き続き、取り組んでいく必要がある。

エ 給与構造改革

人事院は、本年の報告において、給与構造改革として当初予定していた地域間給与配分の見直しや新制度の導入・実施が終了する平成22年度以降において、勤務実績の給与への反映の推進、地域間給与配分の見直し等について検証を行うとともに、8(3)で述べる高齢期の雇用問題に関連する給与制度等の見直しを含めた様々な課題について、順次検討することとしている。また、平成23年度以降において経過措置の段階的解消に伴って生ずる制度改正原資の取扱いについて、若年層給与の引上げや諸手当の見直し等に充てるなどの方策を検討することとし、これらの様々な課題については、関係各方面と幅広く意見交換を重ねながら検討を進めていく予定としている。

本委員会としても、今後の国の動向に留意していきたい。

8 勤務環境の整備

(1) 職業生活と家庭生活等の両立に向けた環境づくり

行政ニーズの多様化により、職員は、様々な行政課題への積極的な対応が求められる一方、家庭や地域社会の一員としての役割を十分に発揮することが求められている。

このため、職員一人ひとりが、心身ともに充実した状態でその持てる能力を最大限に発揮し、仕事と生活とのバランスを図ることができるよう、職業生活と家庭生活等の両立に向けた環境づくりを積極的に進めていく必要がある。

ア 男女共同参画の推進

男女共同参画の推進について、本県では、平成15年度に「男女共同参画兵庫県率先行動計画—アクション8—」が策定され、本年度から第3次率先行動計画が実施されている。

この率先行動計画において、意思決定過程への女性の参画促進、一人ひとりが能力を発揮できる環境づくり、仕事と生活のバランスの実現を3つの柱として総合的な取組を行うとしており、この計画に基づき、女性職員の能力発揮や計画的な育成、管理職等への登用や子育て支援などの取組を引き続き推進していく必要がある。

イ 育児休業制度の改正等

人事院は、急速な少子化に対応するため、家族を構成する男女がともに家庭生活における責任を担い、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備する観点から、配偶者が育児休業をしている職員について育児休業等を行うことができるようにすること及び子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした場合に当該子について再度の育児休業を行うことができるよう、本年、意見の申出を行ったところである。

本県においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、県職員を対象とした「県職員子育てサポートプラン」等の特定事業主行動計画が推進されているところであり、また、全国に先駆けて、県職員の子育て支援の姿勢を示した「職員の子育て支援に関する条例」が本年4月に施行されたところである。職員の子育て支援について、地方公務員の育児休業等に関する法律等の関係法令の改正動向、国や他の都道府県の状況等を踏まえ、適切に対応していく必要がある。

ウ 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

長時間にわたる超過勤務は、職員の心身の健康や公務能率のみならず、家庭生活等にも大きな影響を及ぼすものであることから、本委員会としても、毎年、超過勤務縮減の取組について報告してきたところであり、各任命権者においても、超過勤務の上限目標の設定や「ノー残業デー」の設定に加え、教育委員会においては、新たに教職員の勤務時間適正化対策プランが策定されるなど様々な取組が進められ、全体としては縮減が図られてきているが、なお長時間にわたる超過勤務のある職場が見受けられるところである。

そのため、任命権者においては、「事務改革等推進本部」が平成20年4月に設置され、本年度から当該本部のもと「事務改革等検討会議」が設けられ、人事・財政等県全体の仕組みの見直しや個々の事務事業の徹底した見直しが議論され、超過勤務の縮減についても検討が進められているところである。

これまでの事務改善の取組に加え、検討会議における議論も踏まえながら、超過勤務の縮減に向け、実効性が上がる取組をさらに進める必要がある。

また、月60時間を超える時間外労働については、割増賃金率を引き上げる等を内容とする労働基準法の改正が、平成22年度から施行されることから、これに対応する所要の措置を講じる必要がある。その際には、コスト意識をもって、公務能率の一層の向上を図り、法改正の趣旨を踏まえ、長時間労働の抑制に努める必要がある。

さらに、休暇の活用促進も、職員の健康の保持増進やゆとりある生活、仕事と生活のバランスの実現のために重要であり、出産・子育てに係る休暇等についての手引き書作成などの例も見られるように、休暇制度の積極的な周知に努める必要がある。また、年次休暇については、取得しやすい職場環境づくりをさらに進めるほか、事務事業の効率的な執行を図り、年間を通した計画的な休暇取得、休日等と組み合わせた連続休暇の取得など、その取得促進について、管理監督職が率先して、引き続き取り組む必要がある。

(2) 職員の健康管理

職員が健康で働き続けられることは、本人や家族にとってかけがえのないことであり、また、効率的かつ質の高い行政サービスを提供する観点からも重要である。

とりわけ、職員の心の健康については、各任命権者において、相談体制の充実、研修会の開催、職場復帰支援など、様々な取組が進められてきているが、心の健康を害する職員は、依然として多く見られることから、引き続き、これらの取組の一層の推進を図る必要がある。

心の健康は、長時間労働等の勤務状況、また、チームワークの欠如やハラスメント等の職場での人間関係と深いかかわりを持つ場合もあることから、職場全体の課題としての認識のもと、任命権者において「パワー・ハラスメントの防止に向けた取扱指針」を策定するなど新たな取組も行われている。

管理監督職は、日頃から、職員との意思疎通を積極的に図り、職員の状況を的確に把握するとともに、働きがいのある風通しの良い職場環境づくりに、率先して取り組む必要がある。

また、今回の新型インフルエンザに関しては、職員の感染予防や感染拡大防止等を図るとともに、管理監督職は執行体制の確保に努める必要がある。

(3) 高齢期の雇用

本委員会では、これまでから、団塊世代等の定年退職期を視野に入れ、長期的な観点から職員の採用を計画的に行うとともに、長年培われた職員の経験、知識、技能等を活用することも組織の活力維持の上で重要なことから、適切に対応する必要があると言及してきたところであり、任命権者においても、再任用制度の活用等が進められているところである。

人事院は、本年の報告において、公的年金の支給開始年齢引上げにより、平成25年度から定年退職後の無年金期間が発生することを受け設置された、「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」の最終報告を踏まえ、公務能率を確保しながら65歳まで職員の能力を十分活用していくためには年金支給開始年齢に合わせて定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当であるとしている。また、この条件を整えるためには、総給与費の増大を抑制するための給与制度の見直しや組織活力及び公務能率を高めるための人材活用方策など、検討すべき諸課題への対応を早急に進めるとし、平成23年中には法制整備を図ることが必要であることから、平成22年中を目途に具体的な立法措置のための意見の申出を行うことができるよう、本年秋以降、鋭意検討を進めることとしている。

本県においても、職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく、士気を維持し、職務に専念できるよう、国における検討の状況及び他の都道府県の動向に留意する必要がある。

(4) 人材の確保等

職員の採用においては、本県の将来を担う高い能力と意欲をもつ優秀な人材を確保していくことが必要であり、これまでから、受験年齢の見直しや県外会場での試験の実施、人物重視の試験方法への改善とともに、大学説明会や職場見学も含めた職員ガイダンスの実施、リクルーター制度の導入など様々な広報活動を図ってきたところである。これらの効果等もあり、ここ数年続いていた受験者の減少について、一定の歯止めがかかったところであるが、今後も引き続き、魅力ある職場づくりとともに、県職員の多様な仕事の魅力や意欲あふれる仕事ぶりについての情報発信や試験方法の改善等に、積極的に取り組み、受験者の確保に努めていく必要がある。

また、人事院は、本年の報告において、日々雇用の非常勤職員の任用・勤務形態の見直しの検討について言及したところであり、本県においても、今後、国及び他の都道府県の動向等に留意する必要がある。

9 おわりに

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置としての意義を有し、これまでの長年の経緯を経て、県民の理解と支持の下に定着してきたものである。また、給与決定の原則により適切な給与水準を保障することによって、職員の努力や成果に報いるとともに、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、行政運営の安定に寄与してきたところである。

本県の経済は、昨年秋以降の世界的な金融危機の深刻化などから、景気の状態が厳しいものとなり、民間企業においては、昨年に比べ大幅な雇用調整等を実施するなど、種々の経営改善努力を行っている。一方、

本県においても、昨今の公務員をめぐる情勢が大きく変化している中、「新行財政構造改革推進方策」に基づき、組織、定数などの見直しとともに、給与抑制措置が実施されている。

このような中において、本年の報告及び勧告は、6年ぶりに月例給、特別給の双方について引き下げることとする、職員にとって非常に厳しい内容となっている。

職員にあっては、県政を取り巻く大きな環境変化の中、県民のため職務に精励されていること、特に、今年度については、新型インフルエンザの発生や台風9号による大雨被害において、迅速な対応が図られたことに敬意を表するとともに、今後、より一層、高い倫理観と使命感を持ち、職員一丸となって諸課題に意欲的に取り組み、県民の信頼と期待に応えられるよう努められることを改めて要望する。

議会及び知事におかれては、より厳しい環境の下、県民生活の向上を目指し職務に懸命に取り組む職員の士気高揚や、職員が十分に能力発揮できる働きやすい職場環境の整備に配慮されるとともに、勧告制度の意義や役割にも深い理解を示され、本委員会の報告及び勧告について適切に対応されるよう要請する。

別表第1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職 段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
	係 員	12.5	32.4	1.4
課 長 級	10.5	23.3	1.7	64.5

別表第2 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職 段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
		定期昇給実施					
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	86.5	78.8	16.6	14.6	47.6	7.7	13.5
課 長 級	67.6	60.0	10.2	11.7	38.1	7.6	32.4

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第3 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項 目	実施事業所割合
残 業 の 規 制	30.4
採 用 の 停 止 ・ 抑 制	28.7
非 正 規 社 員 の 契 約 更 新 の 中 止 ・ 解 雇	25.2
一 時 帰 休 ・ 休 業	18.0
賃 金 カ ッ ト	12.6
部 門 の 整 理 閉 鎖 ・ 部 門 間 の 配 転	6.1
転 籍 出 向	4.9
希 望 退 職 者 の 募 集	3.3

ワークシェアリング	2.1
業務の外部委託・一部職種の非正規社員への転換	2.0
正社員の解雇	1.5
計	49.8

(注1) 平成21年1月以降の実施状況である。

(注2) 項目については、複数回答である。

(注3) 「一時帰休・休業」、「ワークシェアリング」、「賃金カット」のいずれかの措置を実施している企業の割合は、23.8%である。

別表第4 民間における賃金カットの実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	賃金カットを実施した事業所	賃金カットを実施した事業所における平均減額率
係員		5.7	5.4
課長級		10.0	7.6

(注) 平成21年4月分の給与について、賃金カットを実施した事業所の状況である。

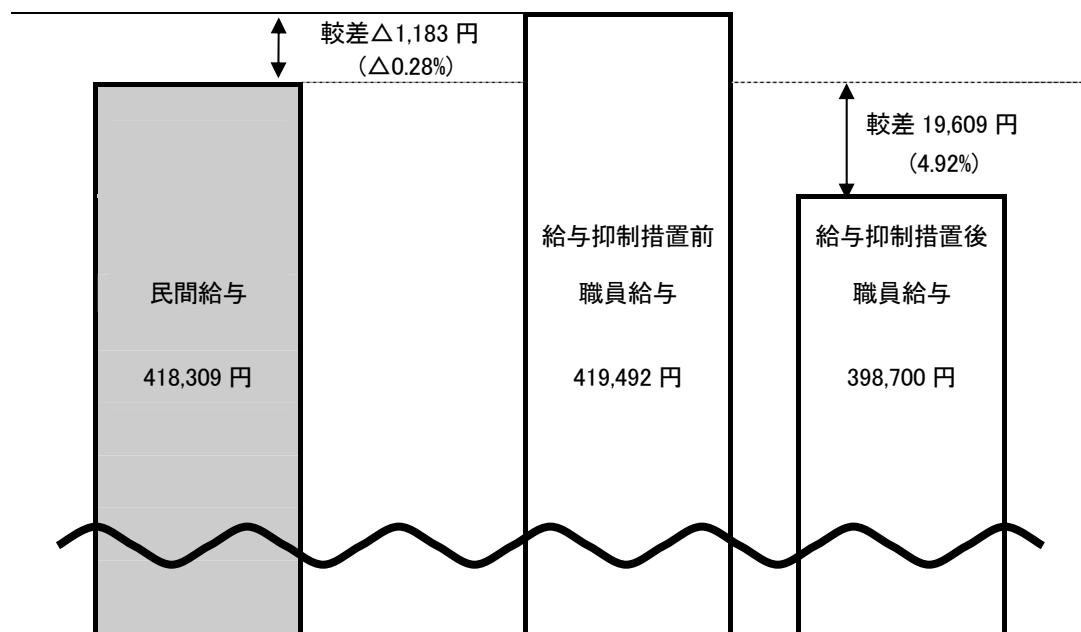
別表第5 給与較差（行政職関係）

民間従業員の給与 (A)	418,309円
県職員の給与 (B)	419,492円 [398,700円]
較差 (A)-(B)	△1,183円(△0.28%) [19,609円(4.92%)]

(注) 1 (A)、(B)のいずれも本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 []内は新行財政構造改革推進方策を踏まえた給与抑制措置後の額。

[参考]



別表第6 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	53.6%
借家・借間居住者に支給	53.0%
自宅居住者に支給	41.4%
非 支 給	46.4%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額 の 最 高 支 給 額 の 中 位 階 層	<div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> 28,000円以上 29,000円未満 </div>

備 考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は28,000円である。

別表第7 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等 従 業 員	技能・労務等 従 業 員
		平均所定内給与 月 額	下半期 (A1) 375,196円
特別給の支給額	下半期 (B1)	829,672円	545,825円
	上半期 (B2)	737,644円	473,231円
特 別 給 の 支 給 割 合	下半期 (B1/A1)	2.21月分	1.92月分
	上半期 (B2/A2)	1.99月分	1.69月分
	計	4.20月分	3.61月分
年 間 の 平 均		4.17月分	

(注) 1 下半期とは平成20年8月から平成21年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を県職員の人員構成に合わせて求めたものである。

(備考) 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.50月である。

別表第8 人事院の給与等に関する勧告等の概要

1 給与報告・勧告

事 項	概 要
官 民 給 与 の 比 較	(1) 月例給 官民格差 $\Delta 0.22\%$ ($\Delta 863$ 円) (2) 特別給 民間における支給割合 4.17月
本 年 の 給 与 の 改 定	(1) 月例給 初任給を中心とした若年層及び医療職(一)を除き、すべての俸給月額について引下げ (2) 住居手当 自宅に係る住居手当を廃止 (3) 超過勤務手当 時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえた改定 (4) 期末手当・勤勉手当 民間の支給割合に見合うよう引下げ 4.5月分→4.15月分 (5) 委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ

<p>そ の 他 の 課 題</p>	<p>(1) 借家・借間に係る住居手当については、高額家賃を負担している職員の実情を踏まえた手当の在り方について、引き続き検討 (2) 単身赴任手当については、経済的負担の実情、民間の同種手当の支給状況を考慮して、引き続き改善を検討</p>
<p>給 与 構 造 の 改 革</p>	<p>(1) 給与構造改革の進捗状況 平成22年度以降、勤務実績の給与への反映の推進、地域間給与配分の見直し等について検証を行うとともに、高齢期の雇用問題に関連した給与制度等 の見直しを含めた様々な課題について、順次検討 (2) 地域別の民間給与との較差の状況 地域別の民間給与との較差と全国の較差との差は最大2.6ポイントで、改革前 (最大4.8ポイント)より減少 (3) 平成23年度以降の取組 経過措置の段階的解消に伴って生ずる制度改正原資の取扱いについて、若 年層給与の引上げや諸手当の見直し等に充てるなどの方策を検討</p>
<p>高 齢 期 の 雇 用 問 題</p>	<p>(1) 雇用と年金の連携をめぐる動き ・雇用と年金の連携を図ることは公務・民間共通の課題。既に民間企業に關 しては65歳までの雇用確保措置を義務付け ・国家公務員制度改革基本法は、定年年齢の65歳への段階的引上げの検討を 規定 (2) 基本的な考え方 ・公務能率を確保しながら65歳まで職員の能力を十分活用していくため には、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年年齢を 段階的に65歳まで延長することが適当 ・その条件を整えるため、「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」の 最終報告も踏まえ、検討すべき諸課題への対応を早急に進める必要 ・準備期間も勘案すれば、平成23年中には法制整備を図る必要。平成22年中 を目途に立法措置のための意見の申出を行えるよう、今秋以降鋭意検討 (3) 具体的な検討課題 ・60歳台前半の給与水準及び給与体系を設定。併せて60歳前の給与カーブ や昇給制度の在り方を見直し ・組織活力を維持するため、役職定年制の導入、専門性をいかし得る行政事 務の執行体制の構築、公務外への人材提供と公務外の業務の公務への再配 置等の人材活用方策を検討 ・特例的な定年の取扱い、短時間勤務制の導入、早期退職を支援する措置、 公務員の退職給付の在り方等について検討</p>

2 公務員人事管理

事 項	概 要
<p>公 務 員 制 度 改 革</p>	<p>(1) 人事院の基本認識と取組 高い専門性を持って職務を遂行するという職業公務員制度の基本を生か しつつ、制度及び運用の一体的な改革を進め、公務員の意識改革を徹底す ることが肝要 (2) 政官関係と公務員の役割 政治と公務員の役割分担を前提に、政治的に中立な職業公務員制度が維持 されることで、行政の専門性や公正な執行を確保。幹部公務員制度の検討に は、議院内閣制の下での政治と職業公務員の関係の十分な検討が必要 (3) 労働基本権 労働基本権の在り方は公務員制度の基本的枠組みや行政執行体制に大き な影響。現行制度の見直しには、憲法との関係、使用者の当事者能力の制約、 市場の抑制力の欠如など公務特有の論点を含め、幅広い観点から慎重な検討 を行った上で判断することが必要</p>

公務員人事管理

- 1 人材の確保・育成等
 - (1) 採用試験の基本的な見直し

有為な人材の誘致のため、積極的な人材確保活動と併せ、試験制度の見直しが必要。「採用試験の在り方を考える専門家会合」の報告書を踏まえ、総合職試験・一般職試験・専門職試験・中途採用試験への再編、総合職試験には院卒者試験も創設。平成24年度の新試験の実施に向け、早急に具体化を検討
 - (2) 時代の要請に応じた職業公務員の育成

「公務研修・人材育成に関する研究会」の報告書を踏まえ、各役職段階で必要な研修の体系化と研修内容の充実を推進。職業公務員固有の役割にかんがみ、全体の奉仕者たる使命感や広い視野、識見などを長期的視点に立って涵養。このため、失敗も含めた行政事例の多角的検証等の研修を強化
 - (3) 能力及び実績に基づく人事管理への転換

人事評価の公正・適正な実施及び評価結果の任免・給与への適切な活用を支援するほか、職員の能力の伸長に資する研修コースの開発・実施により人事評価の人材育成への活用を支援
 - (4) 人事交流の推進

官民人事交流の見直しは、公務の公正性等に留意しつつ対応する必要。国と国以外の組織との人的交流の在り方について、職員の身分取扱いとの関係を含め幅広い研究が必要
 - (5) 事務官・技官の呼称の廃止

国家公務員としての一体感を高め、適材適所の人事配置に資するよう、事務官・技官の呼称を廃止することが適当であり、関係府省における必要な検討を要請
- 2 勤務環境の整備等
 - (1) 非常勤職員制度の適正化

指針の発出による非常勤職員給与の適正支給の取組は着実に進展。日々雇用職員の任用・勤務形態の見直しを検討。忌引休暇等の対象範囲を拡大
 - (2) 超過勤務の縮減

幹部職員をはじめ組織全体として取り組むことが重要。全府省における計画的な在庁時間削減の取組を推進。国会関係業務による超過勤務の縮減への対応が重要
 - (3) 両立支援の推進

育児休業法改正の意見の申出を行うほか、短期介護休暇の新設等両立支援の取組を一層推進
 - (4) 職員の健康の保持

心の疾病を予防するための保健師等による相談体制を整備。「パワー・ハラスメント」についての情報提供を実施。病気休暇の制度や運用の在り方等の検討に着手

3 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出

概	要
(1) 育児休業等をするできない職員の範囲の見直し	配偶者が育児休業している職員についても、育児休業をすることができるようにする。勤務時間を短縮する育児短時間勤務及び育児時間についても同様とする。
(2) 子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした場合の特例	育児休業により養育しようとする子の出生の日から産後休暇の期間（8週間）内に男性職員が最初の育児休業をした場合に、当該子について再度の育児休業をすることができるものとする。

別紙第2

勸 告

本委員会は、職員の給与について、別紙第1の報告に基づき、所要の措置をとられるよう次のとおり勧告する。

I 改定の内容

1 給料表等

- (1) 給料表を別記のとおり改定すること。
- (2) 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成20年兵庫県条例第14号）附則第6項から第8項までの規定による額を受けている職員の給料については、給料表の職務の級ごとの改定率を考慮して改定すること。

2 諸手当

(1) 住居手当

自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当について、廃止に向けた見直しを行うこと。
ただし、本年度については、公民較差を考慮し、月額2,500円とすること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

ア 平成21年度の支給割合

- (ア) 平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を1.35月分（特定幹部職員にあっては1.15月分）とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.65月分（特定幹部職員にあっては0.85月分）とすること。
- (イ) 大学の学長及び副学長については、平成21年12月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.75月分とすること。
- (ウ) 再任用職員については、平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を0.75月分（特定幹部職員にあっては0.65月分）とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.35月分（特定幹部職員にあっては0.45月分）とすること。
- (エ) 任期付研究員及び特定任期付職員については、平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を1.50月分とすること。

イ 平成22年度以降の支給割合

- (ア) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分及び1.5月分（特定幹部職員にあってはそれぞれ1.05月分及び1.3月分）とし、勤勉手当の支給割合を0.7月分（特定幹部職員にあっては0.9月分）とすること。
- (イ) 大学の学長及び副学長については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.65月分及び0.85月分とし、勤勉手当の支給割合を0.8月分とすること。
- (ウ) 再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.65月分及び0.85月分（特定幹部職員にあってはそれぞれ0.55月分及び0.75月分）とすること。
- (エ) 任期付研究員及び特定任期付職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.45月分及び1.65月分とすること。

II 改定の実施時期

Iの改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

ただし、2の(2)のイについては、平成22年4月1日から実施すること。

別記 行 政 職 給 料 表

職員 の 区分	職務の 級 号給	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	特10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	135,600	185,800	215,600	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700	467,500	532,800
	2	136,700	187,600	217,500	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200	470,600	536,000
	3	137,900	189,400	219,400	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700	473,700	539,200
	4	139,000	191,200	221,200	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200	476,800	542,400
	5	140,100	192,800	222,900	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500	479,800	545,600
	6	141,200	194,600	224,800	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900	482,900	548,100
	7	142,300	196,400	226,700	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300	486,000	550,600
	8	143,400	198,200	228,500	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700	489,100	553,100
	9	144,500	200,000	230,200	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000	492,100	555,600
	10	145,900	201,800	232,100	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300	495,200	557,500
	11	147,200	203,600	234,000	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600	498,300	559,300
	12	148,500	205,400	235,800	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800	501,400	561,200
	13	149,800	207,000	237,500	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000	504,400	563,000
	14	151,300	208,900	239,400	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000	506,800	564,500
	15	152,800	210,800	241,200	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000	509,200	566,000
	16	154,400	212,700	243,100	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000	511,600	567,500
	17	155,700	214,600	244,900	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000	514,100	569,000
	18	157,200	216,500	246,800	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800	515,600	570,200
	19	158,700	218,400	248,600	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600	517,100	571,400
	20	160,200	220,300	250,400	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400	518,600	572,600
	21	161,600	222,000	252,200	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200	519,800	573,800
	22	164,300	223,900	254,200	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700	521,300	
	23	166,900	225,800	256,200	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200	522,800	
	24	169,500	227,700	258,200	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700	524,300	
	25	172,200	229,300	260,100	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200	525,600	
	26	173,900	231,100	262,000	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600	526,800	
	27	175,600	232,800	263,900	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000	528,000	
	28	177,300	234,600	265,700	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400	529,200	
	29	178,800	236,100	267,700	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600	530,400	
	30	180,600	237,600	269,600	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400	531,300	
	31	182,400	239,100	271,500	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200	532,200	
	32	184,200	240,600	273,400	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000	533,100	
	33	185,800	242,100	275,300	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800	534,000	
	34	187,300	243,600	277,200	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600	534,900	
	35	188,800	245,100	279,100	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400	535,800	
	36	190,300	246,700	281,000	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200	536,700	
	37	191,600	248,000	282,700	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000	537,600	
	38	192,900	249,600	284,600	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800	538,500	
	39	194,200	251,200	286,500	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600	539,400	
	40	195,500	252,800	288,400	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400	540,300	
	41	196,900	254,200	290,100	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200	541,200	
	42	198,200	255,600	291,900	346,500	371,600	400,100	444,700	478,900	542,100	
	43	199,500	257,000	293,700	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700	543,000	
	44	200,800	258,400	295,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500	543,900	
	45	202,000	259,700	297,400	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300	544,800	
	46	203,300	261,100	299,100	353,800	375,900	404,200	447,900	482,000		
	47	204,600	262,500	300,800	355,400	376,800	404,900	448,700	482,800		
	48	205,900	263,900	302,500	357,000	377,700	405,600	449,500	483,600		
	49	207,100	265,200	304,200	358,700	378,700	406,400	450,100	484,400		
	50	208,200	266,400	305,900	359,900	379,500	407,100	450,900			
	51	209,300	267,700	307,600	361,100	380,300	407,800	451,700			
	52	210,400	269,000	309,300	362,300	381,100	408,500	452,500			
	53	211,600	270,100	310,800	363,300	382,000	409,300	453,100			
	54	212,600	271,400	312,400	364,400	382,700	410,000	453,900			
	55	213,600	272,700	314,000	365,400	383,400	410,700	454,700			
	56	214,600	274,000	315,600	366,500	384,100	411,400	455,500			
	57	215,400	275,200	317,300	367,400	384,800	412,100	456,100			
	58	216,400	276,300	318,900	368,100	385,500	412,800	456,900			
	59	217,300	277,400	320,500	368,800	386,200	413,500	457,700			
	60	218,300	278,500	322,100	369,500	386,900	414,200	458,500			

61	219,200	279,700	323,600	370,100	387,400	414,800	459,100			
62	220,200	280,700	324,800	370,800	388,100	415,500	459,900			
63	221,200	281,700	326,000	371,500	388,800	416,200	460,700			
64	222,200	282,700	327,200	372,200	389,500	416,900	461,500			
65	223,000	283,700	328,300	372,700	390,000	417,400	462,100			
66	224,000	284,600	329,300	373,400	390,700	418,000				
67	225,000	285,500	330,200	374,100	391,400	418,700				
68	226,100	286,400	331,200	374,800	392,100	419,400				
69	226,900	287,400	332,100	375,300	392,600	419,900				
70	227,700	288,200	332,900	376,000	393,300	420,600				
71	228,500	289,000	333,700	376,700	394,000	421,300				
72	229,300	289,800	334,500	377,400	394,700	422,000				
73	230,100	290,600	335,400	377,900	395,200	422,500				
74	230,800	291,100	336,100	378,600	395,900	423,200				
75	231,500	291,600	336,800	379,300	396,600	423,900				
76	232,200	292,100	337,500	380,000	397,300	424,600				
77	233,000	292,500	338,000	380,500	397,800	425,100				
78	233,800	292,900	338,600	381,100	398,500	425,800				
79	234,600	293,300	339,200	381,700	399,200	426,500				
80	235,400	293,700	339,800	382,300	399,900	427,200				
81	236,100	294,000	340,200	383,000	400,400	427,700				
82	236,800	294,400	340,700	383,600	401,100					
83	237,500	294,800	341,200	384,200	401,800					
84	238,200	295,200	341,700	384,800	402,500					
85	239,000	295,500	342,200	385,500	403,000					
86	239,700	295,900	342,700	386,100	403,700					
87	240,400	296,300	343,200	386,700	404,400					
88	241,100	296,700	343,700	387,300	405,100					
89	241,900	297,000	344,200	388,000	405,600					
90	242,400		344,700		406,300					
91	242,900		345,200		407,000					
92	243,400		345,700		407,700					
93	243,700		346,100		408,200					
94			346,600							
95			347,100							
96			347,600							
97			347,900							
98			348,400							
99			348,900							
100			349,400							
101			349,700							
102			350,200							
103			350,700							
104			351,200							
105			351,500							
106			351,900							
107			352,300							
108			352,700							
109			353,200							
110			353,600							
111			354,000							
112			354,400							
113			354,900							
再任用職員以外 の職員	186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600	398,000	450,400	532,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

研 究 職 給 料 表

職員 の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級						
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	再任用職員 以外の職員	再任用職員	再任用職員	再任用職員	再任用職員	
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300	61	244,100	307,100	384,800	439,400	530,500
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200	62	245,500	308,200	385,700	440,400	531,400
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100	63	246,900	309,300	386,600	441,400	532,300
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900	64	248,300	310,400	387,500	442,400	533,200
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,600	65	249,800	311,600	388,200	443,300	534,200
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,500	66	251,200	312,700	389,000	444,200	
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	409,400	67	252,600	313,800	389,800	445,100	
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	412,300	68	254,000	314,900	390,600	446,000	
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	415,000	69	255,300	316,100	391,400	446,700	
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,800	70	256,800	317,200	392,100	447,600	
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	420,600	71	258,300	318,300	392,800	448,500	
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	423,400	72	259,800	319,400	393,500	449,400	
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	426,300	73	261,200	320,500	394,300	450,100	
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	429,100	74	262,600	321,600	395,000	451,000	
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,900	75	264,000	322,700	395,700	451,900	
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,700	76	265,400	323,800	396,400	452,800	
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	437,600	77	266,500	324,900	397,200	453,500	
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	440,300	78	267,800	325,900	397,900		
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	443,100	79	269,100	326,900	398,600		
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	445,900	80	270,400	327,900	399,300		
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	448,800	81	271,800	329,000	400,000		
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	451,500	82	273,100	329,800	400,700		
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	454,200	83	274,400	330,500	401,400		
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	456,900	84	275,700	331,300	402,100		
	25	176,900	245,100	336,500	381,000	459,700	85	276,900	332,200	402,700		
	26	179,000	247,800	338,400	383,000	462,300	86	278,200	332,800	403,400		
	27	181,100	250,500	340,300	385,000	464,900	87	279,500	333,400	404,100		
	28	183,200	253,200	342,200	387,000	467,500	88	280,800	334,000	404,800		
	29	185,200	256,000	344,200	388,900	470,100	89	281,900	334,400	405,400		
	30	187,000	258,400	345,900	390,900	472,700	90	283,100	335,000	406,100		
	31	188,800	260,800	347,600	392,900	475,300	91	284,300	335,600	406,800		
	32	190,600	263,200	349,300	394,900	477,900	92	285,500	336,200	407,500		
	33	192,400	265,200	350,800	396,700	480,200	93	286,600	336,600	408,100		
	34	194,300	267,700	352,300	398,500	482,700	94	287,600	337,100			
	35	196,200	270,100	353,800	400,200	485,200	95	288,600	337,600			
	36	198,100	272,500	355,300	402,000	487,700	96	289,600	338,100			
	37	199,800	274,700	356,700	403,700	490,300	97	290,400	338,700			
	38	201,700	276,600	358,100	405,300	492,800	98	291,300				
	39	203,600	278,500	359,500	406,900	495,300	99	292,200				
	40	205,500	280,400	360,900	408,500	497,800	100	293,100				
	41	207,500	282,100	362,100	410,100	500,400	101	294,000				
	42	209,400	283,400	363,400	411,700	502,700	102	294,700				
	43	211,300	284,700	364,700	413,300	505,000	103	295,400				
	44	213,200	286,000	365,900	414,900	507,300	104	296,100				
	45	215,100	287,000	367,200	416,500	509,400	105	296,900				
	46	217,100	288,300	368,500	418,100	511,000	106	297,400				
	47	219,100	289,600	369,800	419,700	512,600	107	297,900				
	48	221,100	290,900	371,100	421,300	514,200	108	298,400				
	49	222,900	292,300	372,200	422,700	515,900	109	298,900				
	50	224,900	293,600	373,500	424,200	517,400						
	51	226,900	294,900	374,800	425,700	518,800						
	52	228,900	296,200	376,100	427,200	520,300						
	53	230,700	297,400	377,200	428,700	521,600						
	54	232,700	298,700	378,300	430,100	522,800						
	55	234,700	300,000	379,400	431,500	524,000						
	56	236,700	301,300	380,500	432,900	525,200						
	57	238,400	302,400	381,400	434,100	526,400						
	58	239,900	303,600	382,300	435,500	527,400						
	59	241,300	304,800	383,200	436,900	528,400						
	60	242,800	306,000	384,100	438,300	529,400						
再任用職員								216,500	262,200	288,300	332,000	392,300

備考 1 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 2 この表の5級の46号給から65号給までの号給は、試験場、研究所等の長で人事委員会規則で定めるものみに適用する。

看 護 職 給 料 表

職員 の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	379,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,800
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	384,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	387,200
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	389,800
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	392,300
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	394,800
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	397,300
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,500	399,600
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,600	402,000
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,700	404,400
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,800	406,800
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	358,000	409,200
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	360,100	411,400
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	362,200	413,600
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	364,300	415,800
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	366,400	417,900
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,500	420,100
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,600	422,300
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,700	424,500
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,900	426,500
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	377,100	428,400
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	379,300	430,300
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,500	432,200
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,500	434,000
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,500	435,700
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,500	437,400
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,500	439,000
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,600	391,500	440,500
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	337,200	393,400	442,100
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,800	395,300	443,700
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	340,400	397,200	445,300
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	342,100	398,900	447,000
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,700	400,700	448,600
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	345,300	402,500	450,200
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,900	404,300	451,800
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,600	406,200	453,300
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	350,200	408,000	454,800
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,800	409,800	456,300
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	353,400	411,600	457,800
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	355,000	413,300	459,100
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,600	415,000	460,000
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	358,200	416,700	460,900
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,800	418,300	461,800
	45	223,100	250,600	294,600	322,300	361,400	419,800	462,800
	46	224,600	252,000	296,100	323,800	362,900	421,400	463,700
	47	226,100	253,400	297,600	325,300	364,400	423,000	464,600
	48	227,600	254,800	299,100	326,800	365,800	424,600	465,500
	49	228,900	256,200	300,500	328,100	367,300	426,300	466,500
	50	230,300	257,700	301,900	329,500	368,700	427,900	467,300
	51	231,700	259,100	303,300	330,800	370,100	429,500	468,100
	52	233,100	260,500	304,700	332,200	371,500	431,100	468,900
	53	234,400	262,000	306,200	333,700	373,000	432,600	469,800
	54	235,700	263,600	307,600	335,100	374,200	434,100	470,600
	55	237,000	265,200	309,000	336,500	375,400	435,600	471,400
	56	238,300	266,700	310,400	337,900	376,600	437,100	472,200
	57	239,500	268,300	311,800	339,100	377,900	438,400	473,100
	58	240,800	269,900	313,200	340,500	378,900	439,300	
	59	242,000	271,500	314,600	341,900	379,900	440,200	
	60	243,300	273,100	316,000	343,300	380,900	441,100	

61	244,500	274,700	317,200	344,500	381,700	442,000
62	245,800	276,200	318,500	345,800	382,500	442,900
63	247,100	277,700	319,800	347,100	383,300	443,800
64	248,400	279,200	321,100	348,400	384,100	444,700
65	249,600	280,800	322,400	349,600	385,000	445,600
66	250,900	282,300	323,700	350,800	385,800	446,400
67	252,300	283,800	325,000	352,000	386,600	447,200
68	253,700	285,300	326,300	353,200	387,400	448,000
69	254,800	286,600	327,400	354,200	388,200	448,800
70	256,100	288,100	328,600	355,300	388,900	
71	257,400	289,600	329,800	356,400	389,600	
72	258,700	291,100	330,900	357,500	390,300	
73	260,100	292,400	332,200	358,500	391,100	
74	261,400	293,800	333,400	359,600	391,700	
75	262,700	295,200	334,600	360,700	392,300	
76	264,000	296,600	335,800	361,800	392,900	
77	265,100	298,100	337,000	362,700	393,500	
78	266,300	299,400	338,200	363,500	394,100	
79	267,600	300,700	339,400	364,300	394,700	
80	268,900	302,000	340,600	365,100	395,300	
81	270,000	303,100	341,700	365,800	395,800	
82	271,100	304,400	342,800	366,400	396,400	
83	272,200	305,700	343,900	367,000	397,000	
84	273,300	307,000	345,000	367,600	397,600	
85	274,200	308,100	346,100	368,300	398,100	
86	275,300	309,300	347,100	368,900	398,700	
87	276,400	310,500	348,100	369,500	399,300	
88	277,500	311,700	349,100	370,100	399,900	
89	278,600	313,000	350,200	370,600	400,400	
90	279,600	314,200	351,000	371,200	401,000	
91	280,600	315,400	351,800	371,800	401,600	
92	281,600	316,600	352,600	372,400	402,200	
93	282,600	317,800	353,400	372,900	402,700	
94	283,600	318,600	354,100	373,400	403,300	
95	284,600	319,400	354,800	373,900	403,900	
96	285,600	320,200	355,500	374,400	404,500	
97	286,700	320,900	356,000	375,000	405,000	
98	287,600	321,600	356,500	375,500	405,600	
99	288,500	322,300	357,000	376,000	406,200	
100	289,400	323,000	357,500	376,500	406,800	
101	290,200	323,500	358,100	377,100	407,300	
102	291,000	324,100	358,600	377,600	407,900	
103	291,800	324,700	359,100	378,100	408,500	
104	292,600	325,300	359,600	378,600	409,100	
105	293,300	325,700	360,200	379,200	409,600	
106	293,800	326,200	360,700	379,700		
107	294,300	326,700	361,200	380,200		
108	294,800	327,200	361,700	380,700		
109	295,300	327,700	362,200	381,300		
110	295,700	328,100	362,700	381,800		
111	296,100	328,500	363,200	382,300		
112	296,500	328,900	363,700	382,800		
113	296,900	329,300	364,200	383,400		
114	297,300	329,700	364,700	383,900		
115	297,700	330,100	365,200	384,400		
116	298,100	330,400	365,600	384,900		
117	298,400	330,700	366,000	385,500		
118	298,800	331,100	366,500	386,000		
119	299,200	331,500	367,000	386,500		
120	299,600	331,900	367,500	387,000		

再任用職員以外の職員

	121	299,900	332,100	367,900	387,600			
	122	300,300	332,500	368,400	388,100			
	123	300,700	332,900	368,900	388,600			
	124	301,100	333,300	369,400	389,100			
	125	301,300	333,600	369,800	389,700			
	126	301,700	334,000	370,300	390,200			
	127	302,100	334,400	370,800	390,700			
	128	302,500	334,800	371,300	391,200			
	129	302,700	335,100	371,700	391,800			
	130	303,100	335,500	372,200	392,300			
	131	303,500	335,900	372,700	392,800			
	132	303,900	336,300	373,200	393,300			
	133	304,100	336,600	373,600	393,900			
	134	304,500	337,000	374,100	394,400			
	135	304,900	337,400	374,600	394,900			
	136	305,300	337,800	375,100	395,400			
	137	305,500	338,100	375,500	396,000			
	138	305,900	338,500					
	139	306,300	338,900					
	140	306,700	339,300					
	141	306,900	339,600					
	142	307,300	340,000					
	143	307,700	340,400					
	144	308,100	340,800					
	145	308,300	341,100					
	146	308,700	341,500					
	147	309,100	341,900					
	148	309,500	342,300					
	149	309,700	342,600					
	150	310,000	343,000					
	151	310,300	343,400					
	152	310,600	343,800					
	153	311,000	344,100					
	154	311,300	344,500					
	155	311,600	344,900					
	156	311,900	345,300					
	157	312,300	345,600					
	158	312,600	346,000					
	159	312,900	346,400					
	160	313,200	346,800					
	161	313,600	347,100					
	162	313,900	347,500					
	163	314,200	347,900					
	164	314,500	348,300					
	165	314,900	348,600					
	166	315,200						
	167	315,500						
	168	315,800						
	169	316,200						
	170	316,500						
	171	316,800						
	172	317,100						
	173	317,500						
	174	317,800						
	175	318,100						
	176	318,400						
	177	318,800						
再任用職員以外の職員		234,100	258,900	266,300	276,800	294,000	332,100	378,200

備考 この表は、助産師、看護師及び准看護師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

警 察 職 給 料 表

職員 の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,700
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	430,600
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	432,500
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	434,400
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	394,100	436,200
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	396,200	438,100
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	398,300	439,900
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	400,300	441,800
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	402,200	443,500
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	404,300	445,300
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	406,400	447,100
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	408,500	448,900
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	410,400	450,500
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	412,500	452,300
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	414,600	454,100
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,700	455,900
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,300	418,800	457,500
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,400	420,700	459,300
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,500	422,600	461,100
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,600	424,500	462,900
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,500	426,300	464,500
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,600	428,000	466,300
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,700	429,700	468,100
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,800	431,400	469,900
	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,600	400,700	433,000	471,500
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,700	402,800	434,600	473,000
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,800	404,900	436,200	474,500
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,900	407,000	437,800	476,000
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	381,000	408,900	439,100	477,400
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	383,100	410,800	440,800	478,200
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,200	412,700	442,500	478,900
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,300	414,600	444,200	479,700
	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,800	389,200	416,600	445,700	480,300
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,900	391,300	418,200	447,400	481,100
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,900	393,400	419,900	449,100	481,900
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	368,000	395,500	421,600	450,800	482,700
	37	225,600	241,800	261,700	307,100	370,000	397,400	423,200	452,300	483,300
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	372,100	399,000	424,700	453,100	484,100
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,200	400,600	426,200	453,900	484,900
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,300	402,200	427,700	454,700	485,700
	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,300	403,700	429,300	455,300	486,300
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,400	404,900	430,600	456,000	487,100
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,500	406,100	431,900	456,700	487,900
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,600	407,300	433,200	457,400	488,700
	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,500	408,600	434,500	458,200	489,300
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	388,300	409,800	435,300	458,900	490,100
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	390,100	411,000	436,100	459,600	490,900
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,900	412,200	436,900	460,300	491,700
	49	243,600	259,100	280,900	329,800	393,700	413,500	437,600	461,000	492,300
	50	245,000	260,600	282,600	331,400	394,900	414,300	438,400	461,700	493,100
	51	246,500	262,100	284,300	333,100	396,100	415,100	439,200	462,400	493,900
	52	248,000	263,600	286,000	334,800	397,300	415,900	440,000	463,100	494,700
	53	249,200	264,900	287,700	336,500	398,600	416,600	440,600	463,800	495,300
	54	250,700	266,500	289,500	338,300	399,800	417,300	441,300	464,500	
	55	252,100	268,200	291,300	340,100	401,000	418,000	442,000	465,200	
	56	253,600	269,800	293,100	341,900	402,200	418,600	442,700	465,900	
	57	254,900	271,200	294,700	343,500	403,500	419,400	443,400	466,600	
	58	256,200	272,900	296,500	345,200	404,300	420,000	444,100	467,300	
	59	257,500	274,600	298,300	346,900	405,100	420,600	444,800	468,000	
	60	258,800	276,300	300,100	348,600	405,900	421,200	445,500	468,700	

61	260,100	277,900	301,700	350,300	406,600	421,800	446,200	469,400
62	261,500	279,500	303,500	352,000	407,300	422,400	446,800	470,100
63	262,900	281,100	305,300	353,700	408,000	423,000	447,400	470,800
64	264,300	282,700	307,100	355,400	408,700	423,600	448,000	471,500
65	265,700	284,300	308,700	357,100	409,200	424,200	448,700	472,200
66	267,000	285,800	310,400	358,700	409,900	424,800	449,300	472,900
67	268,400	287,300	312,100	360,300	410,600	425,400	449,900	473,600
68	269,800	288,800	313,800	361,900	411,300	426,000	450,500	474,300
69	271,000	290,400	315,400	363,400	411,800	426,600	451,200	475,000
70	272,400	292,000	316,900	364,900	412,400	427,200	451,800	475,700
71	273,800	293,600	318,400	366,300	413,000	427,800	452,400	476,400
72	275,200	295,200	319,900	367,800	413,600	428,400	453,000	477,100
73	276,700	296,600	321,200	369,300	414,200	429,000	453,700	477,800
74	278,100	298,100	322,900	370,800	414,800	429,600	454,300	478,500
75	279,500	299,600	324,600	372,300	415,400	430,200	454,900	479,200
76	280,900	301,100	326,300	373,800	416,000	430,800	455,500	479,900
77	282,100	302,400	328,100	375,200	416,600	431,400	456,200	480,600
78	283,300	303,900	329,800	376,400	417,200	432,000	456,800	
79	284,500	305,400	331,400	377,600	417,800	432,600	457,400	
80	285,700	306,900	333,100	378,800	418,300	433,200	458,000	
81	287,000	308,400	334,800	380,100	418,900	433,800	458,700	
82	288,300	309,800	336,500	381,300	419,500	434,400	459,300	
83	289,600	311,200	338,200	382,500	420,100	435,000	459,900	
84	290,900	312,600	339,900	383,700	420,700	435,600	460,500	
85	292,300	314,000	341,600	385,000	421,300	436,200	461,200	
86	293,500	315,500	343,200	385,600	421,900	436,800	461,800	
87	294,700	317,000	344,800	386,200	422,500	437,400	462,400	
88	295,900	318,500	346,400	386,800	423,100	438,000	463,000	
89	297,100	320,000	347,900	387,500	423,700	438,600	463,700	
90	298,300	321,500	349,400	388,100	424,300	439,200	464,300	
91	299,500	323,000	350,900	388,700	424,900	439,800	464,900	
92	300,700	324,500	352,400	389,300	425,500	440,400	465,500	
93	301,700	325,800	353,900	389,800	426,100	441,000	466,200	
94	303,000	327,200	355,400	390,400	426,700	441,600		
95	304,300	328,600	356,900	391,000	427,300	442,200		
96	305,600	330,000	358,400	391,600	427,900	442,800		
97	306,700	331,400	359,800	392,100	428,500	443,400		
98	307,900	332,800	361,000	392,700	429,100	444,000		
99	309,100	334,200	362,200	393,300	429,700	444,600		
100	310,300	335,600	363,400	393,900	430,300	445,200		
101	311,500	337,100	364,700	394,400	430,900	445,800		
102	312,600	338,400	365,800	395,000	431,500			
103	313,700	339,700	367,000	395,600	432,100			
104	314,800	341,000	368,200	396,200	432,700			
105	315,800	342,200	369,500	396,700	433,300			
106	316,500	343,300	370,100	397,200				
107	317,200	344,400	370,700	397,700				
108	317,900	345,500	371,300	398,200				
109	318,600	346,700	372,000	398,600				
110	319,300	347,700	372,600	399,100				
111	320,000	348,700	373,200	399,600				
112	320,700	349,700	373,800	400,100				
113	321,500	350,800	374,300	400,500				
114	322,300	351,800	374,900	401,000				
115	323,100	352,800	375,500	401,500				
116	323,900	353,800	376,100	402,000				
117	324,500	354,900	376,600	402,400				
118	325,300	355,500	377,200	402,900				
119	326,100	356,100	377,800	403,400				
120	326,900	356,700	378,400	403,900				

再
任
用
職
員
以
外
の
職
員

	121	327,600	357,200	378,800	404,300					
	122	328,100	357,700	379,400	404,800					
	123	328,600	358,200	380,000	405,300					
	124	329,100	358,700	380,600	405,800					
	125	329,400	359,200	381,100	406,200					
	126	329,900	359,700	381,600	406,700					
	127	330,400	360,200	382,100	407,200					
	128	330,900	360,700	382,600	407,700					
	129	331,200	361,200	382,900	408,100					
	130	331,700	361,700	383,400	408,600					
	131	332,200	362,200	383,900	409,100					
	132	332,700	362,700	384,400	409,600					
	133	333,000	363,200	384,700	410,000					
	134		363,700	385,200	410,500					
	135		364,200	385,700	411,000					
	136		364,700	386,200	411,500					
	137		365,000	386,500	411,900					
	138		365,400	387,000						
	139		365,900	387,500						
	140		366,400	388,000						
	141		366,700	388,300						
	142		367,200	388,800						
	143		367,700	389,300						
	144		368,200	389,800						
	145		368,500	390,100						
	146		369,000	390,600						
	147		369,500	391,100						
	148		370,000	391,600						
	149		370,300	391,900						
	150		370,800	392,400						
	151		371,300	392,900						
	152		371,800	393,400						
	153		372,100	393,700						
	154		372,600	394,200						
	155		373,100	394,700						
	156		373,600	395,200						
	157		373,900	395,500						
	158		374,400							
	159		374,900							
	160		375,400							
	161		375,700							
	162		376,200							
	163		376,700							
	164		377,200							
	165		377,500							
再任用職員以外の職員		240,200	252,100	256,400	292,600	310,000	324,700	349,100	385,300	418,100

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

大 学 教 育 職 給 料 表

職員 の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級					
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円					
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	204,600	265,400	316,200	408,000	61	331,400	402,200	440,900	538,200
	2	206,800	268,500	319,600	410,500	62	332,500	403,700	442,000	539,200
	3	209,000	271,600	323,100	413,000	63	333,600	405,200	443,100	540,200
	4	211,200	274,700	326,600	415,500	64	334,700	406,700	444,200	541,200
	5	213,300	277,800	330,200	418,100	65	335,700	408,100	445,200	542,000
	6	215,500	280,600	333,700	420,600	66	336,800	409,300	446,200	542,900
	7	217,700	283,400	337,200	423,100	67	337,900	410,500	447,200	543,800
	8	219,900	286,100	340,700	425,600	68	339,000	411,700	448,200	544,700
	9	222,200	288,900	344,300	427,900	69	340,000	412,900	449,300	545,600
	10	224,600	291,800	347,600	430,400	70	341,100	413,900	450,300	546,500
	11	227,000	294,700	350,900	432,900	71	342,200	414,900	451,300	547,400
	12	229,400	297,600	354,200	435,400	72	343,300	415,900	452,300	548,300
	13	231,700	300,200	357,500	437,700	73	344,200	416,900	453,400	549,200
	14	234,100	302,800	360,000	440,000	74	345,200	417,800	454,400	550,100
	15	236,500	305,300	362,600	442,400	75	346,200	418,600	455,400	551,000
	16	238,900	307,800	365,200	444,800	76	347,200	419,500	456,400	551,900
	17	241,100	310,200	367,900	447,300	77	348,300	420,200	457,400	552,800
	18	244,200	313,000	370,200	449,700	78	349,300	420,800	458,100	553,700
	19	247,300	315,800	372,500	452,100	79	350,300	421,400	458,800	554,600
	20	250,400	318,600	374,800	454,500	80	351,300	422,000	459,500	555,500
	21	253,500	321,200	377,000	457,000	81	352,300	422,600	460,300	556,400
	22	256,600	324,000	379,100	459,400	82	353,300	423,200	461,000	557,300
	23	259,700	326,800	381,200	461,800	83	354,300	423,800	461,700	558,200
	24	262,800	329,600	383,300	464,200	84	355,300	424,400	462,400	559,100
	25	265,800	332,100	385,300	466,700	85	356,200	424,900	462,900	560,000
	26	268,800	334,600	387,200	469,100	86	356,900	425,500	463,600	560,900
	27	271,800	337,100	389,100	471,500	87	357,600	426,100	464,300	561,800
	28	274,800	339,600	391,000	473,900	88	358,300	426,700	465,000	562,700
	29	277,800	342,000	393,000	476,300	89	359,100	427,200	465,500	563,600
	30	280,500	344,200	394,800	478,700	90	359,700	427,800	466,200	
	31	283,200	346,400	396,600	481,000	91	360,300	428,400	466,900	
	32	285,900	348,600	398,400	483,400	92	360,900	429,000	467,600	
	33	288,500	350,900	400,200	485,800	93	361,500	429,400	468,100	
	34	291,100	353,200	402,000	488,100	94	362,000	429,900	468,800	
	35	294,200	355,500	403,800	490,400	95	362,500	430,400	469,500	
	36	297,300	357,800	405,600	492,700	96	363,000	430,900	470,200	
	37	299,800	359,900	407,200	495,000	97	363,600	431,500	470,700	
	38	302,100	362,000	408,900	497,000	98	364,100	432,000	471,400	
	39	304,400	364,100	410,600	499,000	99	364,600	432,500	472,100	
	40	306,700	366,100	412,300	501,000	100	365,100	433,000	472,800	
	41	308,900	368,100	414,000	503,100	101	365,600	433,600	473,300	
	42	310,100	370,000	415,700	505,000	102	366,100	434,100	474,000	
	43	311,300	371,900	417,400	506,900	103	366,600	434,600	474,700	
	44	312,500	373,800	419,100	508,800	104	367,100	435,100	475,400	
	45	313,600	375,800	420,600	510,800	105	367,700	435,700	475,900	
	46	314,800	377,600	422,200	512,700	106	368,200		476,600	
	47	316,000	379,400	423,800	514,600	107	368,700		477,300	
	48	317,200	381,200	425,400	516,500	108	369,200		478,000	
	49	318,200	383,100	427,000	518,500	109	369,800		478,500	
	50	319,300	384,900	428,300	520,300	110	370,300			
	51	320,400	386,700	429,600	522,200	111	370,800			
	52	321,500	388,500	430,900	524,100	112	371,300			
	53	322,700	390,100	432,100	526,100	113	371,900			
	54	323,800	391,700	433,200	527,800	114	372,400			
	55	324,900	393,300	434,300	529,500	115	372,900			
	56	326,000	394,900	435,400	531,200	116	373,400			
	57	327,100	396,300	436,600	533,000	117	373,900			
	58	328,200	397,800	437,700	534,300	118	374,400			
	59	329,300	399,300	438,800	535,600	119	374,900			
	60	330,300	400,800	439,800	536,900	120	375,400			

再任用職員以外の職員	121	375,900			
	122	376,400			
	123	376,900			
	124	377,400			
	125	377,900			
	126	378,400			
	127	378,900			
	128	379,400			
	129	379,900			
	再任用職員		286,700	299,000	321,600

備考 この表は、県立大学に勤務する教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高 等 学 校 教 育 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級						
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	再任用職員以外の職員	再任用職員以外の職員	再任用職員以外の職員	再任用職員以外の職員	再任用職員以外の職員	
	1	148,800	164,400	265,800	330,600	423,800		61	257,000	306,600	398,400	443,500
	2	150,300	166,500	268,400	332,900	425,700		62	258,600	309,100	400,000	445,100
	3	151,800	168,600	270,900	335,200	427,600		63	260,200	311,600	401,600	446,700
	4	153,300	170,800	273,400	337,500	429,500		64	261,700	314,100	403,200	448,300
	5	154,900	172,800	275,900	339,800	431,400		65	263,200	316,500	404,600	450,000
	6	156,800	175,000	278,500	342,100	433,300		66	264,900	318,700	405,900	451,600
	7	158,600	177,200	281,100	344,400	435,200		67	266,500	320,900	407,200	453,200
	8	160,400	179,400	283,700	346,700	437,100		68	268,200	323,100	408,500	454,800
	9	162,200	181,700	286,200	348,900	438,900		69	269,700	325,400	409,800	456,400
	10	164,300	184,500	288,800	351,100	440,700		70	271,200	327,600	411,100	458,000
	11	166,300	187,200	291,500	353,300	442,600		71	272,700	329,800	412,400	459,600
	12	168,300	189,900	294,200	355,500	444,500		72	274,200	331,900	413,700	461,200
	13	170,300	192,800	296,900	357,700	446,300		73	275,500	334,100	414,800	462,700
	14	172,500	194,500	299,800	359,700	448,200		74	276,900	336,300	416,000	463,700
	15	174,700	196,200	302,700	361,800	450,100		75	278,300	338,500	417,200	464,700
	16	176,900	197,900	305,600	363,900	452,000		76	279,700	340,700	418,400	465,700
	17	179,200	199,700	308,400	365,900	453,800		77	281,100	342,900	419,500	466,500
	18	181,800	201,400	311,100	367,900	455,700		78	282,300	345,100	420,500	467,500
	19	184,300	203,100	313,800	369,900	457,600		79	283,500	347,300	421,500	468,500
	20	186,800	204,800	316,500	371,900	459,500		80	284,700	349,500	422,500	469,500
	21	189,300	206,600	319,200	374,000	461,300		81	286,000	351,500	423,600	470,300
	22	191,000	208,500	321,500	376,000	463,200		82	287,200	353,600	424,500	471,300
	23	192,700	210,400	323,800	378,000	465,100		83	288,400	355,700	425,400	472,300
	24	194,400	212,300	326,100	380,000	467,000		84	289,600	357,800	426,300	473,300
	25	195,900	214,000	328,200	381,900	468,800		85	290,900	359,800	427,000	474,100
	26	197,600	216,000	330,400	383,900	470,500		86	292,100	361,800	427,900	475,100
	27	199,300	218,000	332,700	385,900	472,200		87	293,300	363,800	428,800	476,100
	28	201,000	220,000	335,000	387,900	473,900		88	294,500	365,700	429,600	477,100
	29	202,500	221,900	337,100	389,800	475,700		89	295,700	367,700	430,300	477,900
	30	204,200	224,600	339,400	391,800	477,400		90	296,900	369,400	430,900	478,900
	31	205,900	227,300	341,700	393,800	479,000		91	298,100	371,100	431,500	479,900
	32	207,600	230,000	344,000	395,800	480,700		92	299,300	372,800	432,100	480,900
	33	209,200	232,800	346,100	397,700	482,400		93	300,300	374,500	432,500	481,700
	34	211,000	235,700	348,300	399,400	483,400		94	301,500	376,000	433,100	
	35	212,800	238,600	350,500	401,200	484,400		95	302,700	377,500	433,700	
	36	214,600	241,500	352,700	403,000	485,400		96	303,900	379,000	434,300	
	37	216,300	244,300	354,700	404,600	486,500		97	304,900	380,500	434,700	
	38	218,100	247,100	356,800	406,200	487,500		98	306,000	382,000	435,200	
	39	219,900	249,900	358,900	407,800	488,500		99	307,100	383,500	435,700	
	40	221,700	252,700	361,000	409,400	489,500		100	308,200	385,000	436,200	
	41	223,600	255,500	363,200	411,100	490,600		101	309,100	386,500	436,800	
	42	225,400	258,100	365,300	412,700	491,600		102	310,200	387,900	437,300	
	43	227,200	260,700	367,300	414,300	492,600		103	311,300	389,300	437,800	
	44	229,000	263,300	369,400	415,900	493,600		104	312,400	390,700	438,300	
	45	230,900	265,700	371,300	417,600	494,700		105	313,300	392,200	438,900	
	46	232,600	268,300	373,100	419,200	495,700		106	314,200	393,500	439,400	
	47	234,300	270,800	374,900	420,800	496,700		107	315,100	394,800	439,900	
	48	236,000	273,300	376,700	422,400	497,700		108	316,000	396,100	440,400	
	49	237,600	275,800	378,500	424,100	498,800		109	317,000	397,500	441,000	
	50	239,300	278,400	380,100	425,700	499,800		110	317,600	398,600	441,500	
	51	241,000	281,000	381,700	427,300	500,800		111	318,200	399,700	442,000	
	52	242,700	283,600	383,300	428,900	501,800		112	318,800	400,800	442,500	
	53	244,100	286,100	385,000	430,600	502,900		113	319,500	401,900	443,100	
	54	245,800	288,700	386,700	432,200	503,900		114	320,000	403,000	443,600	
	55	247,400	291,200	388,400	433,800	504,900		115	320,500	404,100	444,100	
	56	249,100	293,700	390,100	435,400	505,900		116	321,000	405,200	444,600	
	57	250,600	296,000	391,900	437,100	507,000		117	321,600	406,100	445,200	
	58	252,200	298,700	393,500	438,700			118	322,100	407,100	445,700	
	59	253,800	301,400	395,100	440,200			119	322,600	408,100	446,200	
	60	255,400	304,100	396,700	441,800			120	323,100	409,100	446,700	

	121	323,700	410,000	447,300		
	122	324,200	410,900			
	123	324,700	411,800			
	124	325,200	412,700			
	125	325,800	413,400			
	126	326,200	414,200			
	127	326,600	415,000			
	128	327,000	415,800			
	129	327,300	416,600			
	130	327,700	417,400			
	131	328,100	418,100			
	132	328,500	418,900			
	133	328,700	419,700			
	134	329,000	420,200			
	135	329,300	420,700			
	136	329,600	421,200			
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	137	330,000	421,600			
	138	330,200	422,100			
	139	330,500	422,600			
	140	330,800	423,100			
	141	331,100	423,500			
	142	331,400	424,000			
	143	331,700	424,500			
	144	332,000	425,000			
	145	332,300	425,400			
	146	332,600	425,900			
	147	332,900	426,400			
	148	333,200	426,900			
	149	333,400	427,300			
	150	333,700	427,800			
	151	334,000	428,300			
	152	334,300	428,800			
	153	334,500	429,200			
	154	334,800	429,700			
	155	335,100	430,200			
	156	335,400	430,700			
	157	335,600	431,100			
	158	335,900	431,600			
	159	336,200	432,100			
	160	336,500	432,600			
	161	336,700	433,000			
	162	337,000	433,500			
	163	337,300	434,000			
	164	337,600	434,500			
	165	337,800	434,900			
	166	338,100	435,400			
	167	338,400	435,900			
	168	338,700	436,400			
	169	338,900	436,800			
再任用職員		234,900	278,900	306,600	337,300	423,800

備考 1 この表は、高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

中学校・小学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級						
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	再任用職員以外の職員	再任用職員以外の職員	再任用職員以外の職員	再任用職員以外の職員	再任用職員以外の職員	
	1	148,800	164,400	265,800	285,600	413,400		61	255,700	306,600	390,000	407,600
	2	150,300	166,500	268,400	288,700	415,000		62	257,200	309,100	391,200	409,000
	3	151,800	168,600	270,900	291,800	416,600		63	258,700	311,600	392,400	410,400
	4	153,300	170,800	273,400	294,900	418,200		64	260,100	314,100	393,600	411,800
	5	154,900	172,800	275,900	297,600	419,900		65	261,400	316,500	394,800	413,000
	6	156,800	175,000	278,500	300,700	421,500		66	263,000	318,700	396,000	414,200
	7	158,600	177,200	281,100	303,800	423,100		67	264,600	320,900	397,200	415,400
	8	160,400	179,400	283,700	306,900	424,700		68	266,100	323,100	398,400	416,600
	9	162,200	181,700	286,200	309,900	426,200		69	267,800	325,400	399,400	417,700
	10	164,300	184,500	288,800	312,800	427,600		70	269,300	327,600	400,500	418,900
	11	166,300	187,200	291,500	315,700	429,000		71	270,800	329,800	401,600	420,100
	12	168,300	189,900	294,200	318,600	430,400		72	272,300	331,900	402,700	421,300
	13	170,300	192,800	296,900	321,400	431,800		73	273,600	334,100	403,900	422,300
	14	172,500	194,500	299,800	323,700	433,200		74	274,900	336,300	404,900	423,100
	15	174,700	196,200	302,700	326,000	434,600		75	276,200	338,500	405,900	423,900
	16	176,900	197,900	305,600	328,300	436,000		76	277,500	340,700	406,900	424,700
	17	179,200	199,700	308,400	330,600	437,300		77	278,900	342,700	407,900	425,600
	18	181,800	201,400	311,100	332,900	438,700		78	280,100	344,600	408,900	426,400
	19	184,300	203,100	313,800	335,200	440,000		79	281,300	346,500	409,900	427,200
	20	186,800	204,800	316,500	337,500	441,400		80	282,500	348,400	410,900	428,000
	21	189,300	206,600	319,200	339,800	442,700		81	283,800	350,200	411,700	428,800
	22	191,000	208,500	321,500	342,100	444,100		82	285,000	352,000	412,500	429,500
	23	192,700	210,400	323,800	344,400	445,500		83	286,200	353,800	413,300	430,200
	24	194,400	212,300	326,100	346,700	446,900		84	287,400	355,600	414,100	430,900
	25	195,900	214,000	328,200	348,900	448,200		85	288,500	357,300	414,800	431,600
	26	197,500	216,000	330,400	350,800	449,500		86	289,500	359,000	415,500	432,300
	27	199,100	218,000	332,700	352,700	450,800		87	290,500	360,700	416,200	433,000
	28	200,700	220,000	335,000	354,600	452,100		88	291,500	362,400	416,900	433,700
	29	202,400	221,900	337,100	356,500	453,400		89	292,600	364,100	417,600	434,400
	30	204,100	224,600	339,300	358,400	454,600		90	293,500	365,400	418,200	435,100
	31	205,800	227,300	341,500	360,200	455,800		91	294,400	366,800	418,800	435,800
	32	207,500	230,000	343,700	362,100	457,000		92	295,300	368,200	419,400	436,500
	33	209,000	232,800	345,900	363,900	458,200		93	296,000	369,700	420,100	437,000
	34	210,700	235,700	347,800	365,700	459,100		94	296,800	371,000	420,700	437,700
	35	212,400	238,600	349,700	367,500	460,000		95	297,600	372,300	421,300	438,400
	36	214,100	241,500	351,600	369,300	460,900		96	298,400	373,600	421,900	439,100
	37	215,700	244,300	353,400	371,200	461,800		97	299,300	375,000	422,600	439,600
	38	217,400	247,100	355,200	372,800	462,700		98	300,100	376,100	423,200	440,300
	39	219,100	249,900	357,000	374,400	463,600		99	300,900	377,200	423,800	441,000
	40	220,800	252,700	358,800	376,000	464,500		100	301,700	378,300	424,400	441,700
	41	222,600	255,500	360,700	377,700	465,400		101	302,600	379,500	425,000	442,200
	42	224,400	258,100	362,500	379,300	466,300		102	303,100	380,600	425,600	442,900
	43	226,200	260,700	364,300	380,900	467,200		103	303,600	381,700	426,200	443,600
	44	228,000	263,300	366,000	382,500	468,100		104	304,100	382,800	426,800	444,300
	45	229,900	265,700	367,600	384,100	469,000		105	304,600	383,800	427,400	444,800
	46	231,600	268,300	369,100	385,700	469,900		106	305,000	384,800	428,000	445,500
	47	233,300	270,800	370,600	387,300	470,800		107	305,400	385,800	428,600	446,200
	48	235,000	273,300	372,100	388,900	471,700		108	305,800	386,800	429,200	446,900
	49	236,700	275,800	373,700	390,400	472,600		109	306,000	387,700	429,800	447,400
	50	238,400	278,400	375,200	391,900	473,500		110	306,400	388,700	430,400	448,100
	51	240,100	281,000	376,700	393,400	474,400		111	306,800	389,700	431,000	448,800
	52	241,800	283,600	378,200	394,900	475,300		112	307,200	390,700	431,600	449,500
	53	243,100	286,100	379,500	396,500	476,200		113	307,400	391,500	432,200	450,000
	54	244,800	288,700	380,900	397,900	477,100		114		392,400	432,800	
	55	246,400	291,200	382,300	399,200	478,000		115		393,300	433,400	
	56	248,100	293,700	383,700	400,600	478,900		116		394,200	434,000	
	57	249,600	296,000	384,900	402,100	479,800		117		395,200	434,600	
	58	251,100	298,700	386,200	403,500			118		396,000	435,200	
	59	252,600	301,400	387,500	404,900			119		396,800	435,800	
	60	254,100	304,100	388,800	406,300			120		397,600	436,400	

	121		398,400	437,000		
	122		399,200	437,600		
	123		400,000	438,200		
	124		400,800	438,800		
	125		401,500	439,400		
	126		402,200			
	127		402,900			
	128		403,600			
	129		404,400			
	130		405,100			
	131		405,800			
	132		406,500			
	133		407,000			
	134		407,600			
	135		408,200			
	136		408,800			
	137		409,200			
	138		409,800			
	139		410,400			
再	140		411,000			
任	141		411,400			
用	142		412,000			
職	143		412,600			
員	144		413,200			
以	145		413,600			
外	146		414,200			
の	147		414,800			
職	148		415,400			
員	149		415,800			
	150		416,400			
	151		417,000			
	152		417,600			
	153		418,000			
	154		418,600			
	155		419,200			
	156		419,800			
	157		420,200			
	158		420,800			
	159		421,400			
	160		422,000			
	161		422,400			
	162		423,000			
	163		423,600			
	164		424,200			
	165		424,600			
	166		425,200			
	167		425,800			
	168		426,400			
	169		426,800			
	170		427,400			
	171		428,000			
	172		428,600			
	173		429,000			
再任用職員		226,000	275,500	303,200	330,400	413,400

備考 1 この表は、中学校、小学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

任 期 付 研 究 員 給 料 表

第 1 号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	399,000
2	460,000
3	523,000
4	609,000
5	709,000
6	810,000

職員の給与等に関する報告及び勧告

参 考 資 料

平 成 21 年

兵 庫 県 人 事 委 員 会

— 目 次 —

第 1 職員給与関係資料

職員給与実態調査結果の概要	33
第1表 職員の給料表別給与	34
第2表 職員の給料表別・学歴別人員構成比・平均年齢及び平均経験年数	35
第3表 職員の給料表別・学歴別・性別人員及び性別構成比	35
第4表 職員の給料表別・年齢別人員分布	36
第5表 職員の給料表別・職務の級別・年齢別人員・平均給料額	37
第6表 職員の給料表別・職務の級別・号給別人員分布	48
第7表 職員の主な手当受給者の種類別の人員・1人当たり平均手当月額	64
第8表 職員の扶養手当受給者の給料表別人員及び支給区分別扶養親族数	64
第9表 職員の地域手当受給者の給料表別・地域区分別人員分布	65
第10表 職員の住居手当受給者（借家等居住者）の給料表別・家賃等負担額階層別人員分布及び平均手当月額並びに住居手当受給者（自宅居住者）の給料表別人員	65
第11表 職員の通勤手当受給者（交通機関等利用者）の給料表別・運賃等負担額階層別人員分布及び平均運賃等負担額	66
第12表 職員の通勤手当受給者（交通用具使用者）の給料表別・交通用具使用距離階層別人員分布	67

第 2 民間給与関係資料

職種別民間給与実態調査結果の概要	68
第13表 産業別・企業規模別調査事業所数	69
第14表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	70
第15表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等	71
第16表 民間における初任給の改定状況	76
第17表 民間における昇給制度の状況	76
第18表 民間における家族手当の支給状況	77
第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	77
第20表 民間における交通用具使用者に対する通勤手当の支給状況	77

第 3 生計費関係資料

第21表 神戸市における費目別・世帯人員別標準生計費（平成21年4月）	78
-------------------------------------	----

第 4 労働経済関係資料

第22表 民間給与等の推移	80
第23表 鉱工業生産指数等の推移	82

第1 職員給与関係資料

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、平成21年4月現在における職員給与の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

本年4月1日現在に在職する職員。ただし、技能労務職員、企業職員、病院事業職員、無給休職中の職員、公益的法人等へ派遣中の職員、育児休業等の承認を受けている職員、非常勤職員、臨時的任用職員及び再任用職員を除く。

3 調査事項

- (1) 給 料
 - ア 年 齢
 - イ 学 歴
 - ウ 経験年数
 - エ 適用給料表及び職務の級、号給
- (2) 諸 手 当
 - ア 扶養手当
 - イ 地域手当
 - ウ 住居手当
 - エ 通勤手当
 - オ 管理職手当
 - カ その他の手当
- (3) そ の 他
 - ア 家賃又は部屋代負担額
 - イ 交通機関等の運賃等負担額
 - ウ 交通用具の使用距離

第1表 職 員 の 給 料 表 別 給 与

給料表	給与総額	内 訳						
		給料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	その他の手当
行政職	円 3,779,360,595	円 3,175,290,047	円 104,924,000	円 218,504,832	円 46,061,700	円 139,819,367	円 69,925,028	円 24,835,621
研究職	108,951,459	90,956,852	3,595,000	5,599,077	1,483,000	4,279,782	2,306,868	730,880
医師・歯科医師職	35,644,982	19,136,200	482,500	3,152,828	227,500	689,293	2,893,661	9,063,000
看護職	2,202,721	1,911,834	41,000	161,584	7,000	81,303		
警察職	4,526,521,614	3,764,078,700	158,106,000	282,598,817	57,446,200	171,107,625	12,030,422	81,153,850
大学教育職	294,067,308	(6,668,850) 256,805,851	6,920,500	15,318,296	5,108,000	7,852,708	1,813,053	248,900
高等学校教育職	3,995,387,094	(185,514,127) 3,369,056,772	96,006,000	203,939,935	41,020,100	87,122,444	20,054,664	178,187,179
中・小学校教育職	10,897,492,589	(383,047,565) 9,354,166,533	197,743,500	574,369,622	125,799,500	190,197,255	111,023,738	344,192,441
任期付研究員	1,502,730	1,354,968	0	78,520	28,000	31,162	0	10,080
特定任期付職員	971,280	852,000	0	119,280	0	0	0	0
一般任期付職員	828,006	674,291	13,000	50,270	0	30,600	59,845	0
計	23,642,930,378	(575,230,542) 20,034,284,048	567,831,500	1,303,893,061	277,181,000	601,211,539	220,107,279	638,421,951
20年	24,416,790,129	(585,807,939) 20,626,829,668	590,690,000	1,339,458,955	268,319,800	612,486,519	231,686,372	747,318,815

給料表	一人当たり平均 給与総額	内 訳							人員
		給料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	その他の手当	
行政職	円 412,774	円 346,799	円 11,460	円 23,865	円 5,031	円 15,270	円 7,637	円 2,712	人 9,156
研究職	467,603	390,373	15,429	24,030	6,365	18,368	9,901	3,137	233
医師・歯科医師職	913,974	490,672	12,372	80,842	5,833	17,674	74,196	232,385	39
看護職	440,544	382,367	8,200	32,317	1,400	16,260	0	0	5
警察職	400,046	332,663	13,973	24,976	5,077	15,122	1,063	7,172	11,315
大学教育職	527,948	(11,973) 461,052	12,425	27,501	9,171	14,097	3,255	447	557
高等学校教育職	489,691	(22,737) 412,925	11,767	24,996	5,028	10,678	2,458	21,839	8,159
中・小学校教育職	446,490	(15,694) 383,258	8,102	23,533	5,154	7,792	4,549	14,102	24,407
任期付研究員	375,683	338,742	0	19,630	7,000	7,791	0	2,520	4
特定任期付職員	971,280	852,000	0	119,280	0	0	0	0	1
一般任期付職員	414,003	(0) 337,146	6,500	25,135	0	15,300	29,922	0	2
計	438,823	(10,677) 371,845	10,539	24,201	5,145	11,158	4,085	11,850	53,878
20年	445,375	(10,685) 376,244	10,774	24,432	4,894	11,173	4,226	13,632	54,823

- (注) 1 平成21年4月現在のものである。以下第12表まで同じ。
 2 給料の欄の()内は、「給料の調整額」及び「教職調整額」を内書で示す。
 3 「任期付研究員給料表」は、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に定める給料表をいう。以下第12表まで同じ。
 4 「特定任期付職員給料表」は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に定める給料表をいう。以下第12表まで同じ。
 5 「一般任期付職員」に適用する給料表は、職員の給与等に関する条例第8条第1項に定める給料表である。以下第12表まで同じ。
 6 「20年」は、平成20年4月現在のものを示す。以下第12表まで同じ。
 7 学長・副学長については、国の指定職俸給表の号俸に相当する給料月額が支給されているが、大学教育職給料表の区分に含めた。以下第12表まで同じ。
 8 その他の手当は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、特地勤務手当、へき地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、寒冷地手当(12分の1の額)及び義務教育等教員特別手当である。
 9 職員には、この表に示す人員の他、技能労務職員が991人、企業職員が185人、病院事業職員が4,337人及び再任用職員(技能労務職員、企業職員及び病院事業職員を含む。)が320人いる。

第2表 職員の給料表別・学歴別人員構成比・平均年齢及び平均経験年数

給料表	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	平均年齢	平均経験年数
	%	%	%	%	%	歳	年
行政職	64.4	8.7	26.9	0.0	100.0	43.6	22.1
研究職	99.1	0.9	0.0	-	100.0	44.8	21.8
医師・歯科医師職	100.0	-	-	-	100.0	46.2	21.8
看護職	0.0	60.0	40.0	-	100.0	51.2	31.2
警察職	45.7	4.3	50.0	-	100.0	38.8	18.0
大学教育職	96.4	3.6	-	-	100.0	47.4	23.7
高等学校教育職	93.4	4.6	2.0	-	100.0	46.1	23.4
中・小学校教育職	90.0	10.0	-	-	100.0	43.7	21.2
任期付研究員	100.0	-	-	-	100.0	33.0	5.8
特定任期付職員	100.0	-	-	-	100.0	66.0	42.0
一般任期付職員	100.0	-	-	-	100.0	49.0	24.5
計	77.0	7.6	15.4	0.0	100.0	43.1	21.0
20年	75.9	8.0	16.1	0.0	100.0	43.3	21.3

第3表 職員の給料表別・学歴別・性別人員及び性別構成比

給料表	性別	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		計	
		人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
行政職	男	4,518	76.6	260	32.8	1,428	58.0	4	100.0	6,210	67.8
	女	1,377	23.4	533	67.2	1,036	42.0			2,946	32.2
研究職	男	215	93.1	2	100.0					217	93.1
	女	16	6.9							16	6.9
医師・歯科医師職	男	26	66.7							26	66.7
	女	13	33.3							13	33.3
看護職	男										
	女			3	100.0	2	100.0			5	100.0
警察職	男	4,887	94.6	369	74.7	5,338	94.4			10,594	93.6
	女	281	5.4	125	25.3	315	5.6			721	6.4
大学教育職	男	445	82.9	1	5.0					446	80.1
	女	92	17.1	19	95.0					111	19.9
高等学校教育職	男	5,230	68.6	48	12.7	134	83.8			5,412	66.3
	女	2,391	31.4	330	87.3	26	16.3			2,747	33.7
中・小学校教育職	男	11,433	52.0	170	7.0					11,603	47.5
	女	10,541	48.0	2,263	93.0					12,804	52.5
任期付研究員	男	3	75.0							3	75.0
	女	1	25.0							1	25.0
特定任期付職員	男	1	100.0							1	100.0
	女										
一般任期付職員	男	1	50.0							1	50.0
	女	1	50.0							1	50.0
計	男	26,759	64.5	850	20.6	6,900	83.3	4	100.0	34,513	64.1
	女	14,713	35.5	3,273	79.4	1,379	16.7	0	0.0	19,365	35.9
20年	男	27,103	65.1	863	19.7	7,428	84.0	4	100.0	35,398	64.6
	女	14,501	34.9	3,507	80.3	1,417	16.0	0	0.0	19,425	35.4

第4表 職員の給料表別・年齢別人員分布

給料表 年 齢	行政職	研究職	医師・歯 科医師職	看護職	警察職	大 学 教育職	高等学校 教育職	中・小学 校教育職	任期付 研究員	特定任期 付職員	一般任期 付職員	計	構成比
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%
18歳以下	9				58							67	0.3
19	13				83							96	
20	18				100							118	14.6
21	9				160							169	
22	55				235		16	245				551	
23	78				287		25	379				769	
24	97	2	2		310		34	422				867	
25	112	2	2		366		56	461				999	
26	114	1	2		389	1	53	525				1,085	
27	118	3			367	3	72	521				1,084	
28	130	2	1		358	3	88	525				1,107	
29	130	3			388	6	92	530				1,149	
30	117	4			338	7	100	575	1			1,142	21.3
31	121	3			374	8	101	442				1,049	
32	146	6			279	7	118	409				965	
33	192	4			303	12	124	418	1			1,054	
34	211	6			314	23	124	424	1			1,103	
35	253	6			362	12	145	408	1			1,187	
36	296	5			334	17	150	461			1	1,264	
37	295	7	2		261	19	201	508				1,293	
38	301	4	1		255	13	189	460				1,223	
39	300	7	1		228	13	173	486				1,208	
40	339	11			196	27	196	567				1,336	29.2
41	337	9	1		199	15	215	612				1,388	
42	269	4	1		199	12	194	511				1,190	
43	333	7	1	1	210	18	267	549				1,386	
44	331	14			265	13	342	673				1,638	
45	324	10		1	229	12	331	694				1,601	
46	307	6	3		284	19	383	640				1,642	
47	286	11			303	17	410	758				1,785	
48	293	9	2		308	17	378	824				1,831	
49	302	7			294	19	345	950				1,917	
50	319	8	1		286	15	350	1,077				2,056	34.4
51	284	10	4		263	15	364	1,087				2,027	
52	287	7	1	1	326	16	323	974				1,935	
53	302	10	2		281	18	303	1,107				2,023	
54	265	3	2		269	10	316	1,147				2,012	
55	258	7	1		277	23	337	1,098				2,001	
56	272	10	1		278	17	330	871				1,779	
57	335	6	1		243	17	335	756				1,693	
58	310	9		2	215	15	289	701				1,541	
59	288	10	2		241	17	290	612				1,460	
60歳以上			5			81				1	1	88	0.2
計	9,156	233	39	5	11,315	557	8,159	24,407	4	1	2	53,878	100.0
20年	9,604	256	38	6	11,430	543	8,280	24,660	3	1	2	54,823	—

第5表 職員の給料表別・職務の級別・年齢別人員・平均給料額

その1 行 政 職

職務の級 年齢	2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
18歳以下	9	140,888								
19	13	144,690								
20	18	149,170								
21	9	155,513								
22	55	170,898								
23	78	176,829								
24	97	183,518								
25	66	187,447	46	193,635						
26	39	189,468	75	200,447						
27	30	193,593	83	206,691	5	221,713				
28	25	194,454	58	209,462	47	225,000				
29	18	200,617	36	211,979	76	230,574				
30	12	204,661	24	215,569	81	236,552				
31	1	210,210	10	222,456	110	241,890				
32	3	209,398	7	221,297	136	252,117				
33	2	208,065	3	225,160	183	261,060	3	289,656		
34	2	210,698	1	195,000	177	268,651	31	296,175		
35					155	276,517	96	301,097	1	322,704
36					144	282,157	148	308,364	4	323,676
37					82	288,705	202	316,326	10	329,994
38					41	294,538	251	323,850	9	346,594
39					28	301,897	260	331,830	12	355,194
40					21	313,572	286	340,649	29	357,646
41					11	321,865	269	347,441	55	366,213
42					8	329,399	220	352,593	40	369,166
43					7	344,255	258	356,373	63	371,567
44					7	339,465	245	358,538	72	373,667
45					8	335,802	201	361,856	92	377,302
46					5	353,439	210	368,029	71	380,377
47					2	330,238	169	373,462	85	383,861
48					7	366,069	151	381,090	91	390,502
49					3	368,680	138	391,311	103	395,547
50					7	379,622	143	395,695	99	398,549
51					2	332,619	113	399,098	89	400,127
52					1	387,245	113	404,706	72	402,847
53					1	390,550	117	405,460	70	405,275
54							94	408,077	85	408,799
55					6	382,952	109	411,457	68	411,130
56					5	399,726	58	412,747	97	415,420
57					2	402,020	25	411,615	152	417,552
58							19	419,193	144	424,084
59							4	419,735	129	423,491
60歳以上										
計	477	181,132	343	206,105	1,368	268,869	3,933	359,556	1,742	396,041

(注) この表に示す人員の他、職員の給与等に関する条例第8条の2により定額を支給される職員が1名いる。

行 政 職

職務の級 年齢	7 級		8 級		9 級		10 級		特 10 級	
	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円
18歳以下										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33			1	345,168						
34										
35			1	352,500						
36										
37			1	364,720						
38										
39										
40			3	388,001						
41			1	359,832	1	415,896				
42			1	395,364						
43	5	387,533								
44	6	390,784			1	426,312				
45	21	392,056	1	408,994			1	453,189		
46	21	394,559								
47	26	397,262	4	413,788						
48	36	399,302	8	415,903						
49	45	402,971	13	417,324						
50	56	403,426	11	420,214	2	437,286			1	531,681
51	54	405,550	24	420,227	2	441,425				
52	57	406,952	35	419,296	9	441,471				
53	64	408,373	36	424,588	10	444,912	4	481,717		
54	47	410,717	30	422,690	9	442,856				
55	42	413,514	21	428,045	10	444,512	2	499,271		
56	67	416,012	31	430,875	10	448,409	4	487,669		
57	91	420,513	36	433,152	18	449,056	11	483,541		
58	80	426,744	41	434,214	19	459,821	5	479,861	1	505,734
59	76	428,653	54	438,728	19	460,027	6	491,924		
60歳以上										
計	794	411,826	353	426,575	110	449,973	33	484,820	2	518,708

その2 研 究 職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳以下										
19										
20										
21										
22										
23										
24			2	202,264						
25			2	223,909						
26			1	225,323						
27			3	244,972						
28			2	257,969						
29			3	253,812						
30			4	263,947						
31			3	264,657						
32			6	273,893						
33			4	282,415						
34			3	289,591	3	320,598				
35					6	325,150				
36			1	288,393	4	334,271				
37			1	305,500	6	339,374				
38			1	265,259	3	348,624				
39					7	351,753				
40					11	352,633				
41					9	357,858				
42					4	363,626				
43					7	366,764				
44					8	368,802	6	397,829		
45					3	372,795	7	399,086		
46					3	377,169	3	403,520		
47					3	380,538	5	402,589	3	441,738
48					2	381,851	3	407,497	4	444,381
49							4	410,722	3	457,161
50							4	415,912	4	456,877
51							3	413,155	7	467,062
52							2	416,761	5	477,143
53							5	417,326	5	483,838
54									3	471,818
55							1	445,230	6	478,465
56							2	434,560	8	490,277
57									6	483,964
58							1	467,152	8	467,086
59							1	453,216	9	505,159
60歳以上										
計	—	—	36	262,241	79	354,700	47	411,213	71	475,654

その3 医師・歯科医師職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級	
	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円
18歳以下								
19								
20								
21								
22								
23								
24	2	259,000						
25	2	264,800						
26	2	270,600						
27								
28	1	316,300						
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37			2	433,300				
38			1	449,700				
39			1	449,700				
40								
41			1	436,900				
42					1	484,300		
43					1	507,800		
44								
45								
46					3	506,667		
47								
48					1	500,000	1	526,300
49								
50							1	528,100
51					2	509,650	2	547,300
52							1	559,600
53							2	555,300
54							2	583,400
55							1	590,500
56							1	600,300
57							1	595,700
58								
59							2	599,050
60歳以上							5	610,420
計	7	276,585	5	440,580	8	501,675	19	580,142

その4 看護職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
18歳以下	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
31														
32														
33														
34														
35														
36														
37														
38														
39														
40														
41														
42														
43					1	337,673								
44														
45					1	354,780								
46														
47														
48														
49														
50														
51														
52								1	397,160					
53														
54														
55														
56														
57														
58								2	416,891					
59														
60歳以上														
計	-	-	-	-	2	346,227	3	410,314	-	-	-	-	-	-

その5 警 察 職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳以下	58	166,043										
19	83	170,436										
20	100	179,003										
21	160	186,918										
22	235	197,460										
23	287	202,339										
24	306	207,972			4	224,581						
25	199	209,690	158	221,656	9	234,144						
26	112	213,825	259	229,904	18	236,510						
27	85	213,698	240	235,211	39	247,060	3	259,492				
28	64	220,701	211	239,394	77	252,779	6	272,420				
29	56	221,118	182	240,446	131	257,241	19	280,770				
30	25	224,855	132	242,482	138	260,664	43	289,986				
31	30	231,793	74	243,088	201	264,334	68	293,836			1	334,922
32	12	235,097	24	247,970	176	267,938	67	303,890				
33	4	238,217	21	247,920	162	275,853	114	313,109	1	327,662	1	342,912
34	5	248,976	8	253,957	148	280,886	146	319,322	5	344,147	2	348,749
35	2	247,504	5	258,183	163	287,926	176	326,225	15	347,426	1	346,324
36			2	276,216	113	294,518	200	333,503	15	347,834	4	367,441
37			1	267,592	88	300,287	160	338,510	8	358,571	4	370,940
38			1	285,380	68	306,779	160	346,079	18	361,368	8	381,158
39					54	315,598	153	351,976	13	374,161	8	386,978
40					26	321,886	151	360,882	8	371,888	11	397,451
41					27	330,628	138	366,306	20	385,048	13	402,401
42			2	328,439	20	339,267	144	373,174	19	391,205	14	413,434
43			1	340,200	21	345,111	122	377,093	36	394,578	26	408,823
44			1	353,517	27	353,124	145	383,437	53	397,752	32	414,036
45					13	360,717	148	387,235	41	403,193	17	417,857
46			1	360,904	20	362,381	169	393,421	45	406,178	31	424,394
47			3	360,235	21	367,935	175	395,837	46	411,370	33	429,180
48					9	372,190	177	402,904	44	416,222	39	430,078
49					15	379,093	153	404,677	36	418,601	62	430,197
50			1	387,245	15	383,798	149	410,697	32	420,339	49	429,480
51					8	387,585	131	411,703	28	425,851	57	431,180
52	1		1	399,201	23	397,371	181	417,840	25	431,199	53	437,074
53			2	402,020	18	400,378	150	421,187	20	433,318	50	439,797
54					18	402,997	144	424,121	20	435,675	52	439,793
55			3	402,031	29	404,172	149	428,301	25	441,063	44	444,611
56			1	408,047	18	408,014	146	431,670	14	443,100	55	446,742
57			3	406,945	14	412,358	134	431,288	16	444,551	40	449,220
58			1	401,310	10	417,368	119	437,480	15	453,438	38	454,942
59			1	416,211	14	417,558	126	436,914	9	450,890	46	455,298
60歳以上												
計	1,824	202,025	1,339	238,164	1,955	293,606	4,266	380,640	627	408,232	791	432,285

警 察 職

職務の級 年齢	7 級		8 級		9 級	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
	人	円	人	円	人	円
18歳以下						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41	1	423,793				
42						
43	4	419,210				
44	6	422,128	1	440,671		
45	8	427,321	2	443,938		
46	8	434,172	10	446,225		
47	18	433,617	7	446,763		
48	27	439,345	12	450,313		
49	15	445,288	10	450,964	3	444,369
50	22	448,841	12	450,214	6	463,218
51	20	452,520	12	459,436	7	460,828
52	18	456,105	11	462,009	13	466,251
53	19	457,375	7	465,042	15	462,715
54	13	460,526	11	464,571	11	473,296
55	15	462,147	6	465,685	6	471,572
56	16	465,776	13	471,268	15	473,120
57	17	468,248	8	473,924	11	479,847
58	7	474,385	7	485,766	18	487,405
59	18	474,718	7	483,750	20	485,081
60歳以上						
計	252	451,961	136	460,982	125	473,807

その6 大学教育職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		学長・副学長	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳以下										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26	1	256,230								
27	3	278,232								
28	3	277,292								
29	6	286,731								
30	7	295,544								
31	7	305,125	1	304,722						
32	6	309,550	1	328,245						
33	10	313,159	1	343,894	1	360,064				
34	12	324,754	3	343,149	8	380,325				
35	6	323,693	2	342,582	4	379,998				
36	3	330,902	2	350,310	12	388,736				
37	8	342,922	4	353,638	7	402,023				
38	5	360,165	2	369,361	6	402,324				
39	1	336,118	2	360,467	9	404,512	1	444,480		
40	8	383,491	4	378,376	14	408,710	1	456,096		
41	1	392,786			13	416,414	1	444,480		
42	1	352,059	2	372,908	8	423,951	1	439,872		
43	1	400,173	1	360,321	13	420,786	3	454,528		
44	1	339,131	1	384,524	9	426,649	2	459,552		
45	1	324,843	1	378,303	8	430,122	2	484,224		
46	3	374,739	1	364,014	10	429,652	5	475,739		
47	4	379,445			6	437,373	7	483,662		
48	2	389,870			8	439,204	7	477,463		
49	3	390,550			5	444,900	11	489,286		
50	1	435,748			3	446,006	11	490,130		
51	1	438,761			7	450,537	7	501,216		
52	3	439,765			4	453,184	9	500,348		
53					7	468,108	11	498,262		
54					2	464,630	8	508,452		
55			1	393,077	5	471,323	17	514,214		
56					4	478,962	13	514,500		
57					1	490,141	16	531,544		
58					1	466,667	14	535,850		
59					1	483,739	16	543,901		
60歳以上					9	492,868	68	558,057	4	975,570
計	108	335,306	29	358,823	185	427,310	231	521,919	4	975,570

その7 高等学校教育職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳以下										
19										
20										
21										
22			16	194,708						
23			25	200,132						
24			34	207,216						
25			56	215,625						
26			53	227,600						
27	1	219,765	71	235,417						
28			88	247,613						
29	3	232,839	89	258,155						
30	2	239,113	98	267,732						
31	2	247,861	99	278,895						
32	2	251,652	116	290,308						
33	3	262,570	121	299,775						
34	1	265,551	123	310,607						
35	2	289,178	143	322,422						
36	3	270,962	147	333,966						
37	9	287,745	192	345,688						
38	4	289,511	185	354,955						
39	2	294,079	171	363,480						
40	6	301,839	190	368,739						
41	6	306,683	209	375,082						
42	3	311,624	191	379,968						
43	4	310,020	262	386,495	1	401,968				
44	4	316,484	338	391,088						
45	1	331,744	324	395,173	6	404,684				
46	5	331,822	371	399,479	7	409,257				
47	3	331,420	388	404,943	17	411,537	2	422,838		
48	3	334,854	340	407,362	29	413,882	6	432,176		
49	7	334,993	303	412,642	26	417,111	9	434,261		
50	1	328,925	308	414,619	25	419,758	16	438,270		
51			316	421,012	31	423,924	17	449,122		
52			270	423,742	29	428,101	24	443,092		
53	1	342,825	234	427,734	27	432,013	36	445,541	5	458,212
54	2	338,646	247	430,667	21	436,098	37	452,043	9	461,164
55			277	434,159	13	438,589	29	454,381	18	465,190
56			253	438,594	38	442,254	17	460,218	22	471,814
57			244	442,008	35	446,433	20	462,394	36	477,000
58			205	448,620	31	450,168	8	473,760	45	480,382
59			207	448,437	27	450,730	11	481,466	45	482,240
60歳以上										
計	80	299,215	7,304	384,588	363	431,594	232	451,416	180	476,027

その8 中学校・小学校教育職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳以下										
19										
20										
21										
22			245	195,078						
23			379	199,861						
24			422	207,664						
25			461	215,033						
26			525	225,923						
27			521	236,578						
28			525	247,322						
29			530	257,440						
30			575	267,602						
31			442	278,168						
32			409	287,214						
33			418	298,558						
34			424	309,868						
35			408	320,376						
36			461	332,944						
37			508	342,090						
38			460	352,616						
39			486	358,188						
40			567	364,971						
41			612	369,555						
42			509	371,974	2	378,252				
43			548	376,720	1	388,097				
44			667	382,033	6	393,513				
45			686	386,790	4	395,202	4	410,376		
46			623	393,087	5	397,894	12	410,981		
47			719	398,218	16	401,380	23	412,520		
48			699	403,173	77	406,744	48	416,023		
49			781	408,927	81	411,825	86	418,537	2	423,000
50			882	413,931	98	416,247	96	422,419	1	427,324
51			833	418,630	91	419,539	154	425,480	9	428,880
52			715	422,567	77	422,628	159	430,106	23	433,618
53			698	425,371	197	426,541	144	433,232	68	436,984
54			729	429,416	167	429,900	139	437,028	112	440,079
55			648	432,534	206	432,926	103	443,131	141	444,819
56			413	435,252	242	436,397	72	450,325	144	449,733
57			340	438,151	181	438,509	47	459,066	188	454,709
58			289	442,620	144	443,128	38	462,462	230	463,670
59			216	441,539	120	442,941	38	463,718	238	465,425
60歳以上										
計	—	—	20,373	353,556	1,715	429,524	1,163	433,755	1,156	453,712

その9 任期付研究員

職務の級 年齢	人 員	平 均 給料額
	人	円
18歳以下		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30	1	320,760
31		
32		
33	1	356,724
34	1	356,724
35	1	320,760
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60歳以上		
計	4	338,742

その10 特定任期付職員

職務の級 年齢	人 員	平 均 給料額
	人	円
18歳以下		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60歳以上	1	852,000
計	1	852,000

その11 一般任期付職員

職務の級 年齢	人 員	平 均 給料額
	人	円
18歳以下		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36	1	260,691
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60歳以上	1	413,600
計	2	337,146

第6表 職員の給料表別・職務の級別・号給別人員分布
その1 行 政 職

職務の級 号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	計
1							1				
2		2									
3											
4							1			1	
5		1	1		1						
6		9	1								
7			1				1		1		
8		4	17								
9	9	42	14				1				
10		8	46								
11	4	19	9				1				
12	12	22	14		1						
13	3	20	11								
14	1	41	52								
15	3	5	18		1			1	2		
16	1	19	21	1					2		
17	7	28	16	4					4		
18	2	53	41	3	1				6	1	
19	7	21	30	5	1		1				
20	3	7	29	17	3				2		
21	3	7	25	28	1			1	5		
22	4	9	39	35			1		2		
23	2	4	39	28			1		4		
24		3	30	34	1				2		
25	5	4	27	42	2						
26	7	6	30	35	1						
27	3	3	30	30	1	1			1		
28	6	3	32	54	1			1			
29	54		21	23	1			4			
30	10	2	31	61	1		1	2			
31	10	1	34	52	3		1	7			
32	54		35	44	3		1	8			
33	5		35	64	4		5	6			
34	17		30	29	3		12	8			
35	9		21	67	4		14	3	1		
36	10		38	60	2		8	5			
37	69		50	56	4		12	7			
38	20		36	64	2		15	6			
39	19		39	73	3		16	5			
40	26		35	75	8		21	4			
41	10		32	18	8	1	21	10			
42	5		29	50	6	2	17	5	1		
43	13		32	31	7	2	30	1			
44	11		28	76	9	2	17	3			
45	9		29	59	10	1	14	5			
46	10		29	64	10	4	21	2			
47	3		22	76	20	6	12	2			
48	7		17	75	16	5	23	4			
49	2		18	18	8	4	11	10			
50	1		8	86	20	9	2				
51	4		13	59	27	12	9				
52	1		12	63	23	13	4				
53	3		7	66	21	16	9				
54	2		4	79	12	13	4				
55	2		2	60	16	15	4				
56	2		4	58	31	21	2				
57	2		2	77	31	20	6				
58	1		5	78	33	18	6				
59			2	83	18	30	2				
60	2		2	58	14	27	4				
61				69	23	32					
62			1	64	26	20	1				
63			1	80	23	26	1				
64	1		1	73	19	28	1				
65				72	93	23	18				

職務の級 号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	計
66			2	57	25	21					
67			1	32	31	22					
68			3	33	34	22					
69			1	34	45	11					
70			5	28	95	20					
71	1		1	43	49	21					
72			5	33	84	25					
73			3	38	77	51					
74			3	32	69	18					
75			3	33	37	53					
76				26	77	28					
77			5	22	51	29					
78			3	16	45	30					
79				12	33	24					
80			2	6	24	13					
81			2	4	21	55					
82			3	3	10						
83				2	10						
84				3	15						
85				10	22						
86					10						
87			3	2	18						
88			1	7	11						
89			2	881	8						
90					4						
91					10						
92					7						
93					243						
94											
95											
96											
97											
98											
99											
100											
101											
102											
103			1								
104											
105			1								
106											
107											
108											
109											
110											
111			2								
112											
113			38								
計	477	343	1,368	3,933	1,742	794	353	110	33	2	9,155
構成比	5.2%	3.7%	14.9%	43.0%	19.0%	8.7%	3.9%	1.2%	0.4%	0.0%	100.0%

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。(以下第6表の各表について同じ。)

なお、この表に示す人員の他、職員の給与等に関する条例第8条の2により定額を支給される職員が1名、行政職給料表が適用される一般任期付職員が4級29号給に1名いる。

その2 研 究 職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
1						
2						
3						
4						
5		1				
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16		1				
17						
18						
19		1	3		1	
20		2				
21					1	
22		1			3	
23			3		4	
24			1		3	
25		1			1	
26			1		1	
27		1	2		2	
28			3		1	
29					2	
30		1			2	
31					2	
32			3		1	
33		3			3	
34		3	1		2	
35			2		1	
36		4	3		2	
37		3	2		4	
38			1	3	2	
39		1	1	4		
40		1	4			
41			2	4	1	
42			4	4	1	
43		1	8	2	2	
44		1	1	2		
45		1	2	2	29	
46		1	1	3		
47		1	2	2		
48			3	3		
49				2		
50		2	1	4		
51		1	3	1		
52		1		1		
53						
54		1	1			
55		1	2			
56			3	1		
57			3	2		
58			3	1		
59						
60			2			
61			1	1		
62			2			
63			1	1		
64						
65			1			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
66						
67		1	2			
68				1		
69						
70			1			
71						
72				1		
73						
74						
75						
76						
77				2		
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
計	—	36	79	47	71	233
構成比	—	15.4%	33.9%	20.2%	30.5%	100.0%

その3 医師・歯科医師職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	計
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8	3				
9					
10					
11					
12	3				
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23	1				
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30				1	
31				1	
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40			1	2	
41					
42		2		1	
43					
44		1		1	
45					
46			2	1	
47			1		
48					
49			1		
50					
51		2		1	
52					
53			1	1	
54					
55					
56			1		
57					
58					
59					
60				1	
61					
62					
63				1	
64			1	1	
65				1	

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	計
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72				1	
73				5	
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
計	7	5	8	19	39
構成比	18.0%	12.8%	20.5%	48.7%	100.0%

その4 看 護 職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								
51								
52								
53								
54								
55								
56								
57								
58								
59								
60								
61								
62								
63								
64				1				
65								

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
66								
67								
68								
69								
70								
71								
72								
73								
74			1					
75								
76								
77								
78								
79								
80								
81				1				
82								
83			1					
84								
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114				1				
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
166								
167								
168								
169								
170								
171								
172								
173								
174								
175								
176								
177								
計	0	0	2	3	0	0	0	5
構成比	0.0%	0.0%	40.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

その5 警 察 職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
1										
2										
3										
4										
5										
6				1						
7										
8	59									
9	15								1	
10	5									
11	66									
12	9									
13	6									
14	18									
15	16									
16	71		2							
17	18					2				
18	49		3							
19	24									
20	85		2	1						
21	15		1	3	1	3				
22	18		5	1						
23	19			1	1	1				
24	172		10	1		1				
25	48		1	2		2				
26	89	30	10	8						
27	194	18	1	5	1	3				
28	45	127	12	6		1				
29	48	47	6	13	11					
30	89	51	7	12	5	1				
31	50	14	9	16	13				1	
32	191	36	24	13	1	1				
33	42	25	11	18	7	2				
34	73	50	22	25	2	2				
35	35	46	13	17	1	2			2	
36	63	144	77	13	2	2		1	3	
37	26	78	41	16	3	1		1	5	
38	36	79	68	12	6	1		1	6	
39	25	64	47	21	5	2			5	
40	12	104	68	17	4	3	3		6	
41	7	53	66	14	3	1		1	7	
42	5	63	62	23	2	2	2		8	
43	6	49	38	31	6	2	1	1	3	
44	15	79	67	22	4	1	1	1	5	
45	10	44	41	29	3	1	1	2	3	
46	4	59	46	19	2	2	2	5	8	
47	7	34	42	28	3	4	3	5	21	
48	5	5	44	29	1	7	7	5	5	
49	4	2	42	50	2	2	5	2	7	
50	7	1	37	24	2	5	2	2	2	
51	4	2	39	43	7	5	3	3	23	
52	2	2	33	32	1	8	5	9	1	
53	2	2	42	62	8	4	4	5	3	
54	1		25	27	4	4	4	3		
55	5		37	60	6	7	1	7		
56	3		30	33	8	7	9	4		
57	1	3	28	57	10	4	8	6		
58		2	21	44	5	16	8	2		
59	1		43	60	16	17	6	7		
60	1	2	30	24	12	22	5	6		
61			42	46	15	22	8	8		
62			22	30	9	23	11	3		
63			44	47	15	14	6	1		
64			31	26	12	22	6	2		
65			41	57	13	23	10	3		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
66	2		20	24	11	29	7	3		
67		1	23	42	21	23	9	6		
68			19	25	16	24	8	6		
69			16	62	14	22	3	1		
70		1	11	17	13	33	2	5		
71		1	16	50	12	26	10	16		
72			13	20	12	11	4	1		
73			12	41	14	22	6	2		
74			4	4	20	33	5			
75			6	54	22	25	5			
76			9	15	18	20	3			
77			11	43	17	22	6			
78			7	17	13	16	10			
79			10	44	4	12	3			
80			6	23	9	18	6			
81			12	66	6	11	2			
82			5	26	10	25	6			
83			9	34	9	9	4			
84				25	9	8	5			
85			2	54	6	10	3			
86			1	29	15	18	3			
87			7	45	3	61	20			
88			1	27	7	13				
89			3	43	12	17	1			
90			2	30	7	2				
91			1	48	3	13				
92			4	26	6	2				
93			6	34	4	4				
94		1	10	41	7	1				
95			4	54	5					
96			5	51	6	1				
97			10	58	5					
98			9	54	5	2				
99		1	4	71	5	1				
100			5	56	6					
101			7	56	2	2				
102			2	54	6					
103			3	56						
104			2	47	4					
105			3	50	31					
106			1	40						
107		1	11	48						
108			3	53						
109			5	46						
110			4	50						
111			4	47						
112			5	44						
113		1	5	44						
114			7	48						
115		1	6	45						
116			4	40						
117		1	4	42						
118		1	1	40						
119			4	38						
120	1	1	3	38						
121			4	37						
122			4	40						
123			3	43						
124			3	44						
125			3	25						
126			2	52						
127		1	3	29						
128		1	4	40						
129			3	39						
130			3	38						

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
131			3	28						
132			4	45						
133		1	3	21						
134			5	50						
135			4	27						
136			3	47						
137			4	243						
138			2							
139			4							
140			11							
141			7							
142			5							
143		1	5							
144			4							
145		2	7							
146			4							
147			7							
148		1	5							
149			4							
150			4							
151			4							
152			3							
153		1	5							
154			5							
155		2	8							
156			1							
157			2							
158		1								
159		1								
160										
161										
162										
163		1								
164										
165										
計	1,824	1,339	1,955	4,266	627	791	252	136	125	11,315
構成比	16.1%	11.9%	17.3%	37.7%	5.5%	7.0%	2.2%	1.2%	1.1%	100.0%

その6 大 学 教 育 職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	計
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16			1	1	
17			1		
18		1	1		
19			2		
20			1		
21			1	1	
22			1		
23				3	
24	1		2		
25					
26			1	2	
27	3	1	2		
28		2		2	
29			1	1	
30			2		
31			1	3	
32		1	2		
33	1	2	1	1	
34	3	2		1	
35	2	1	3	2	
36	4	1	2	4	
37	3		1	4	
38		1	6	4	
39	1	2	3	6	
40	2		2	6	
41	1	1	1	3	
42	2	1	2	5	
43	2	1	2	2	
44	4	1	1	3	
45	1	1	4	5	
46	2		8	6	
47	2		4	5	
48		1	6	8	
49	2		1	3	
50	4		5	6	
51	2	2	1	1	
52	1	1	4	3	
53	1	1	7	3	
54	1		5	4	
55		1	4	2	
56	4	1	4	2	
57	2		1	5	
58	2		3	1	
59	2		5	6	
60	1	1	5	8	
61			5	3	
62		1	4	5	
63	4		4	4	
64			3	2	
65			3	2	
66			4	5	

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	計
67			2	3	
68	1	1	1	4	
69			2	5	
70	1		1	6	
71			2	3	
72			1	2	
73				2	
74	1		3	1	
75	2		1	1	
76			1	1	
77	1		4	2	
78			1	3	
79	1		2	2	
80				2	
81			2	2	
82	1			3	
83	2		1	1	
84			1	4	
85				3	
86				2	
87	1		1	3	
88				11	
89				22	
90	1				
91	2		3		
92			1		
93					
94			1		
95	1		1		
96					
97			1		
98			2		
99					
100	1		1		
101			1		
102			3		
103	1		1		
104	2		1		
105					
106	2		2		
107	1		1		
108	1		2		
109			5		
110	1				
111					
112					
113	1				
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120	1				
121					
122	1				
123	2				
124					
125					
126					
127					
128					
129	19				
計	108	29	185	231	553
構成比	19.5%	5.2%	33.5%	41.8%	100.0%

(注)この表に示す人員の他、大学の学長、副学長が4名いる。

その7 高等学校教育職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16		1				
17		17				
18		1				
19		5				
20		17				
21		7				
22		5				
23		2				
24		11				
25		14				
26		6				
27		7				
28		12				
29		26				
30		5				
31		12			1	
32		8			2	
33		27			5	
34		11			3	
35		15			4	
36		21			3	
37		22			5	
38		13			7	
39		24			7	
40		21			12	
41		25			6	
42	1	12			4	
43		25			11	
44		25			5	
45		23			7	
46		9			7	
47		21			11	
48		27			12	
49		33			4	
50	3	14			6	
51		25			14	
52		17			8	
53	1	29			1	
54		19		1	2	
55	1	32		1	1	
56		24		2	3	
57		36			29	
58	1	32		1		
59	1	21		3		
60		23		2		
61	1	44		6		
62		11		7		
63		29		10		
64		23		7		
65	1	23		10		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
66		28		10		
67	2	30		21		
68		19		14		
69		37		18		
70	2	20		14		
71	1	48	2	12		
72		18	2	11		
73		29		10		
74		23		7		
75		27	2	4		
76		30		15		
77	2	30	4	4		
78		29	4	1		
79		38	9	1		
80		28	10	5		
81	1	41	5	4		
82	1	22	6	5		
83		34	18	4		
84		47	10	2		
85		26	8	1		
86		28	10			
87	4	62	16	1		
88		41	9	2		
89	2	46	15	1		
90	3	30	15	1		
91	3	55	10	5		
92		33	11	3		
93	1	54	9	6		
94	1	27	15			
95	1	55	7			
96		38	7			
97		43	5			
98	1	23	9			
99	2	81	9			
100		46	6			
101		64	6			
102	2	33	2			
103		89	6			
104		29	10			
105		44	3			
106	3	62	1			
107	2	72	5			
108		76	7			
109		48	10			
110	1	63	6			
111	4	78	17			
112	1	82	20			
113	1	52	6			
114	1	64	10			
115	2	84	5			
116		105	3			
117		57	13			
118	1	89				
119	1	151				
120		98				
121	1	107				
122	1	124				
123		173				
124		159				
125		207				
126	1	116				
127		60				
128		79				
129	1	67				
130	1	77				

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
131	1	84				
132		80				
133	1	72				
134		88				
135	1	88				
136		63				
137		64				
138	1	71				
139	3	80				
140		101				
141	1	88				
142	1	81				
143	1	74				
144		58				
145	2	51				
146	1	55				
147		65				
148	1	36				
149		67				
150		53				
151	2	41				
152		54				
153		46				
154	1	44				
155		49				
156		47				
157		41				
158	1	47				
159		71				
160		29				
161		49				
162		31				
163		48				
164		55				
165		56				
166		63				
167		31				
168		59				
169	1	237				
計	80	7,304	363	232	180	8,159
構成比	1.0%	89.5%	4.5%	2.8%	2.2%	100.0%

なお、この表に示す人員の他、高等学校教育職給料表が適用される一般任期付職員が5級9号給に1名いる。

その8 中学校・小学校教育職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10		1				
11						
12						
13		1				
14		2				
15						
16		2				
17		234				
18		2				
19		61				
20		238				
21		96				
22		60				
23		53			1	
24		102				
25		225				
26		64			1	
27		102			2	
28		91			2	
29		248			11	
30		58			14	
31		106			24	
32		100			31	
33		160			33	
34		65			29	
35		98			37	
36		174			45	
37		134			42	
38		120			50	
39		141			49	
40		181			63	
41		102			47	
42		125			52	
43		91			77	
44		204			38	
45		96			47	
46		56			49	
47		125			23	
48		120			18	
49		199			13	
50		78			23	
51		132			32	
52		142			25	
53		162			32	
54		81			23	
55		123			31	
56		103			32	
57		138	1		160	
58		39				
59		104				
60		112				
61		106				
62		103				
63		104				
64		89	1	1		
65		83				

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
66		81				
67		77		3		
68		63	2	2		
69		101	1	2		
70		54		2		
71		85		5		
72		61		6		
73		62		16		
74		61	3	11		
75		120	1	14		
76		39	2	19		
77		72	4	9		
78		62	1	17		
79		88	11	29		
80		39	6	19		
81		128	16	31		
82		57	15	10		
83		103	11	19		
84		35	5	31		
85		90	19	42		
86		131	43	25		
87		152	4	37		
88		39	25	34		
89		104	24	49		
90		103	23	47		
91		97	30	45		
92		42	44	41		
93		105	15	45		
94		108	32	33		
95		104	23	48		
96		48	28	36		
97		176	22	33		
98		132	24	30		
99		156	28	23		
100		69	21	21		
101		211	31	34		
102		141	29	23		
103		159	32	16		
104		73	20	28		
105		231	32	18		
106		245	27	29		
107		134	51	18		
108		159	23	26		
109		119	30	18		
110		169	15	11		
111		169	52	18		
112		121	52	10		
113		81	47	79		
114		155	63			
115		186	43			
116		122	68			
117		90	43			
118		194	61			
119		223	77			
120		72	65			
121		180	69			
122		170	61			
123		186	213			
124		86	10			
125		264	16			
126		249				
127		280				
128		75				
129		222				
130		252				

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
131		125				
132		40				
133		120				
134		154				
135		222				
136		94				
137		68				
138		211				
139		183				
140		199				
141		59				
142		209				
143		217				
144		131				
145		117				
146		191				
147		199				
148		142				
149		157				
150		206				
151		186				
152		80				
153		148				
154		151				
155		163				
156		83				
157		132				
158		113				
159		154				
160		112				
161		140				
162		66				
163		147				
164		61				
165		132				
166		57				
167		95				
168		137				
169		126				
170		136				
171		104				
172		144				
173		864				
計	0	20,373	1,715	1,163	1,156	24,407
構成比	0.0%	83.5%	7.0%	4.8%	4.7%	100.0%

その9 任期付研究員

号給	区分	人員	構成比
1		2	50.0%
2		2	50.0%
3			
計		4	100.0%

その10 特定任期付職員

号給	区分	人員	構成比
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7		1	100.0%
計		1	100.0%

第7表 職員の主な手当受給者の種類別の人員・1人当たり平均手当月額

区 分		受 給 者 数	総 員 数 に 対 す る 割 合	受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額
		人	%	円
扶 養 手 当		27,207	50.5	20,870
地 域 手 当		53,878	100.0	24,201
住 居 手 当	借 家 等 居 住 者	7,258	13.5	26,864
	自 宅 居 住 者	23,479	43.6	3,500
	計	30,737	57.1	9,017
通 勤 手 当	交 通 機 関 等 の み 利 用 者	17,580	32.6	16,612
	交 通 用 具 の み 使 用 者	30,613	56.8	8,761
	交 通 機 関 等 併 用 者 交 通 用 具	1,642	3.1	24,921
	計	49,835	92.5	12,063
管 理 職 手 当		4,197	7.8	52,416

(注) 交通用具とは、自動車、自転車等をいう。以下第11表及び第12表において同じ。

第8表 職員の扶養手当受給者の給料表別人員及び支給区分別扶養親族数

区 分 給料表	扶 養 手 当 受 給 者	扶 養 親 族 数				
		配 偶 者 (13,000円)	配 偶 者 の 不 在 職 員 の 扶 養 親 族 の 中 の 1 人 (11,000円)	配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族 (6,500円)	計	う ち 特 定 期 間 に 在 る 子 (5,000円)
行 政 職	人 5,027	人 3,270	人 244	人 7,320	人 10,834	人 2,430
研 究 職	169	120	7	242	369	77
医 師 ・ 歯 科 医 師 職	21	15	1	31	47	15
看 護 職	3	0	0	4	4	3
警 察 職	7,056	5,852	89	9,984	15,925	3,231
大 学 教 育 職	347	283	11	387	681	121
高 等 学 校 教 育 職	4,545	2,723	208	6,846	9,777	2,764
中 ・ 小 学 校 教 育 職	10,038	4,813	516	15,169	20,498	6,180
一 般 任 期 付 職 員	1	1	0	0	1	0
計	27,207	17,077	1,076	39,983	58,136	14,821
20 年	28,971	17,812	1,119	41,412	60,342	15,532

(注) 特定期間とは、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。

第9表 職員の地域手当受給者の給料表別・地域区分別人員分布

区分 給料表	地域手当 受給者 人員	内 訳					
		1級地		2級地		3級地	
		人員	割合	人員	割合	人員	割合
行政職	9,156	5,916	64.6%	612	6.7%	2,628	28.7%
研究職	233	124	53.2%	6	2.6%	103	44.2%
看護職	5	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
警察職	11,315	9,111	80.5%	735	6.5%	1,469	13.0%
大学教育職	557	198	35.6%	213	38.2%	146	26.2%
高等学校教育職	8,159	4,014	49.2%	871	10.7%	3,274	40.1%
中・小学校教育職	24,407	12,785	52.4%	2,479	10.2%	9,143	37.4%
任期付研究員	4	2	50.0%	0	0.0%	2	50.0%
一般任期付職員	2	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%
計	53,838	32,156	59.7%	4,916	9.1%	16,766	31.2%
20年	54,784	32,488	59.3%	4,958	9.1%	17,338	31.6%

(注) 医師・歯科医師職については、平成21年度は地域手当率を一律14%としているため、本表の合計には含んでいない。
(医師・歯科医師等の人員数) 医師・歯科医師職 39名、特定任期付職員 1名

第10表 職員の住居手当受給者（借家等居住者）の給料表別・家賃等負担額階層別人員分布及び平均手当月額並びに住居手当受給者（自宅居住者）の給料表別人員

区分 給料表	住居手当 受給者 人員	借 家 等 居 住 者					自 宅 居 住 者 人員
		家賃等の月額 12,001円～ 23,000円	家賃等の月額 23,001円～ 57,000円	家賃等の月額 57,001円 以上	計	借家等居住者 の平均手当月 額	
		人員	人員	人員	人員	円	
行政職	5,470	5	296	854	1,155	26,805	4,315
研究職	173	0	12	26	38	26,592	135
医師・歯科医師職	23	0	0	6	6	28,000	17
看護職	2	0	0	0	0	0	2
警察職	6,963	2	368	1,041	1,411	26,941	5,552
大学教育職	401	0	45	113	158	26,870	243
高等学校教育職	5,143	4	284	697	985	26,847	4,158
中・小学校教育職	12,562	6	1,058	2,441	3,505	26,856	9,057
一般任期付職員	0	0	0	0	0	0	0
計	30,737	(0.2) 17	(28.7) 2,063	(100.0) 5,178	7,258	26,864	23,479
20年	31,162	(0.2) 16	(28.4) 1,924	(100.0) 4,880	6,820	26,851	24,342

(注) () 内の数字は、住居手当受給者（借家等居住者）合計に対する家賃等負担額階層別人員の累計の割合を示す。

第11表 職員の通勤手当受給者（交通機関等利用者）の給料表別・運賃等負担額階層別人員分布及び平均運賃等負担額

区 分 給料表	運 賃 等 負 担 額				平均運賃等 負 担 額
	55,000円以下	55,001円以上 63,000円以下	63,001円以上	計	
行 政 職	人 5,251	人 83	人 107	人 5,441	円 18,332
研 究 職	116	1	2	119	21,597
医 師 ・ 歯 科 医 師 職	21	2	2	25	26,736
看 護 職	4	0	0	4	15,876
警 察 職	7,773	30	28	7,831	17,174
大 学 教 育 職	210	7	6	223	25,093
高 等 学 校 教 育 職	1,570	7	5	1,582	17,724
中 ・ 小 学 校 教 育 職	3,990	0	4	3,994	14,394
任 期 付 研 究 員	1	0	0	1	9,261
特 定 任 期 付 職 員	0	0	0	0	0
一 般 任 期 付 職 員	2	0	0	2	15,300
計	(98.5) 18,938	(99.2) 130	(100.0) 154	19,222	17,099
20 年	(98.6) 19,029	(99.2) 114	(100.0) 151	19,294	17,127

(注) 1 人員には交通機関等と交通用具の併用者(1,642人)を含む。

2 ()内の数字は、通勤手当受給者(交通機関等利用者)合計に対する運賃等負担額階層別人員の累計の割合を示す。

第12表 職員の通勤手当受給者（交通用具使用者）の給料表別・交通用具使用距離階層別人員分布

区分 給料表	自 転 車 等								自 動 車 等										
	5km 未満	5km 以上 10km 未満	10km 以上 15km 未満	15km 以上 20km 未満	20km 以上 25km 未満	25km 以上 30km 未満	30km 以上	計	6km 未満	6km 以上 10km 未満	10km 以上 14km 未満	14km 以上 18km 未満	18km 以上 22km 未満	22km 以上 26km 未満	26km 以上 30km 未満	30km 以上 34km 未満	34km 以上 38km 未満	38km 以上 42km 未満	42km 以上 46km 未満
行政職	234	30	2	0	0	0	0	266	650	491	369	322	272	238	206	182	119	96	70
研究職	4	2	0	0	0	0	0	6	27	10	5	3	17	11	8	4	4	6	3
医師・ 歯科医師職	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
看護職	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
警察職	437	81	7	1	0	0	1	527	318	203	183	216	256	233	232	192	146	113	72
大学教育職	8	2	0	0	0	0	0	10	69	39	11	20	8	8	12	20	13	1	1
高等学校 教育職	144	53	7	1	0	0	0	205	1,139	1,107	894	763	592	413	354	272	142	114	69
中・小学校 教育職	893	146	8	2	0	0	0	1,049	5,422	4,507	2,958	2,027	1,285	753	465	282	150	101	59
任期付員 研究員	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
特定任期付員 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般任期付員 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,721	314	24	4	0	0	1	2,064	7,627	6,357	4,420	3,351	2,430	1,657	1,278	953	574	431	274
20年	1,653	318	17	3	0	0	0	1,991	7,826	6,477	4,496	3,364	2,469	1,714	1,291	985	610	463	276

区分 給料表	自 動 車 等																	合計	
	46km 以上 50km 未満	50km 以上 54km 未満	54km 以上 58km 未満	58km 以上 62km 未満	62km 以上 66km 未満	66km 以上 70km 未満	70km 以上 74km 未満	74km 以上 78km 未満	78km 以上 82km 未満	82km 以上 86km 未満	86km 以上 90km 未満	90km 以上 94km 未満	94km 以上 98km 未満	98km 以上 102km 未満	102km 以上 106km 未満	106km 以上 110km 未満	110km 以上		計
行政職	60	43	35	18	18	15	15	11	10	13	3	3	2	3	0	3	22	3,289	3,555
研究職	5	1	2	3	0	0	3	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	115	121
医師・ 歯科医師職	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
看護職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
警察職	76	62	47	27	16	9	16	6	7	4	3	1	3	0	1	0	1	2,443	2,970
大学教育職	1	3	2	2	0	0	2	1	1	0	1	1	0	0	1	0	1	218	228
高等学校 教育職	49	26	29	19	9	5	5	3	0	0	1	2	0	1	0	1	0	6,009	6,214
中・小学校 教育職	37	21	16	7	5	3	1	4	1	1	3	0	0	0	1	0	1	18,110	19,159
任期付員 研究員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
特定任期付員 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般任期付員 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	229	157	131	76	48	32	42	26	19	18	11	8	5	4	4	4	25	30,191	32,255
20年	229	203	127	77	47	38	45	20	17	16	7	10	6	4	7	2	35	30,861	32,852

(注) 人員には、交通機関等と交通用具の併用者（1,642人）を含む。

第2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成21年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

- (1) 調査対象事業所 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類（ア～ソ）に分類された1,832事業所

ア 漁業	サ 学術研究、専門・技術サービス業（中分類の学術・開発研究機関及び広告業に分類されるもの）
イ 鉱業、採石業、砂利採取業	シ 生活関連サービス業、娯楽業（中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの）
ウ 建設業	ス 教育、学習支援業（中分類の学校教育に分類されるもの）
エ 製造業	セ 医療、福祉（中分類の医療業、社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの）
オ 電気・ガス・熱供給・水道業	ソ サービス業（中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの）
カ 情報通信業	
キ 運輸業、郵便業	
ク 卸売業・小売業	
ケ 金融業・保険業	
コ 不動産業、物品賃貸業	

- (2) 調査対象職種 78職種（行政職相当職種22職種、その他の職種56職種）

3 調査対象の抽出

- (1) 標本事業所の抽出 上記2の(1)に該当する事業所を産業・規模等により層化し、一定の抽出率を用いて、420事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。
- (2) 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

4 集 計

- (1) 調査実人員 初任給関係1,967人（行政職に相当する調査実人員1,882人）、初任給関係以外の調査職種16,870人（行政職に相当する調査実人員14,552人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は117,214人であり、行政職に相当するものは90,663人である。）
- (2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に還元して行った。

1 職種別民間給与実態調査結果

第13表 産業別・企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 343	事業所 63	事業所 46	事業所 45	事業所 134	事業所 55
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	24	4	2	2	9	7
製 造 業	168	17	24	23	71	33
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信業	59	25	4	9	14	7
運輸業、郵便業						
卸売業、小売業	34	3	10	3	12	6
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	18	9	3	2	3	1
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	40	5	3	6	25	1

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が77あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、学術・開発研究機関、広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体である。

第14表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職 種	学 歴	規模計	500人以上		100人以上 500人未満		50人以上 100人未満	
			円	円	円	円	円	円
事 務 ・	新 卒 事 務 員	大 学 卒	195,010	195,335	193,830		191,489	
		短 大 卒	170,176	176,473	168,833	※	159,820	
		高 校 卒	159,851	164,172	151,687	※	151,986	
技 術	新 卒 技 術 者	大 学 卒	206,317	208,316	199,063	※	193,657	
		短 大 卒	179,079	179,293	180,300	※	171,216	
		高 校 卒	160,674	159,796	162,646		161,491	
関 係	新卒事務員・技術者計	大 学 卒	198,359	199,076	195,666		191,926	
		短 大 卒	175,310	178,399	174,593	※	163,841	
		高 校 卒	160,409	161,181	159,057		158,189	
そ の 他	新 卒 船 員	海上技術学校卒	-	-	-			
	新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	-	-	-			
	新 卒 大 学 助 手	大 学 卒	-	-	-			
	新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	-	-	-			
	新 卒 研 究 員	大 学 卒	215,578	※ 216,943	※ 214,804			
	新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	-	-	-			
		高 校 卒	-	-	-			
	準 新 卒 医 師	大 学 卒	※ 516,780	x	x			
	準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	※ 206,299	x	※ 204,574			
	準新卒診療放射線技師	養成所卒	※ 189,587	-	※ 189,587			
	新 卒 栄 養 士	短 大 卒	-	-	-			
	準 新 卒 看 護 師	養成所卒	222,465	225,293	218,025			
	準 新 卒 准 看 護 師	養成所卒	※ 189,102	※ 189,114	※ 191,850			

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者へのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「準新卒」とは、平成20年度中に資格免許を取得し、平成21年4月までの間に採用された場合をいう。

なお、医師については、平成18年3月大学卒業後、平成18年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成21年4月までの間に採用された者に限っている。

3 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。

4 「※」は、調査実人員が10名以下であることを示す。

第15表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 規 模 計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額			備 考	対 応 級	
			きま ま つ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店(支社)長	31	49.4	717,003	44	716,959	本表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照	
	大学卒	19	48.9	773,987	2	773,985		
	短大卒	4	48.0	825,390	0	825,390		
	高校卒	8	51.0	554,663	156	554,507		
	中卒	-	-	-	-	-		
	工場長	27	54.6	761,331	4,160	757,170		
	大学卒	23	54.4	759,790	1,993	757,797		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	4	55.6	769,761	16,021	753,740		
	中卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	509	51.9	639,393	392	639,002		2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	413	51.5	648,322	367	647,955		
	短大卒	22	53.2	638,170	0	638,170		
	高校卒	69	53.9	590,531	117	590,414		
	中卒	5	52.1	604,556	8,412	596,144		
	技術部長	330	51.3	661,648	640	661,009		同 上
	大学卒	276	51.0	677,828	738	677,090		
	短大卒	15	53.8	657,454	141	657,313		
	高校卒	38	51.8	566,553	319	566,233		
	中卒	1	x	x	x	x		
	事務部次長	172	49.9	587,157	2,289	584,868		前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
	大学卒	124	49.5	619,582	2,652	616,929		
	短大卒	6	50.6	475,343	0	475,343		
	高校卒	41	51.4	517,756	1,764	515,992		
中卒	1	x	x	x	x			
技術部次長	92	49.3	574,772	886	573,886	同 上		
大学卒	66	49.7	599,624	1,184	598,440			
短大卒	8	49.0	564,422	0	564,422			
高校卒	17	49.0	499,584	255	499,328			
中卒	1	x	x	x	x			
事務課長	992	47.2	552,668	4,477	548,191	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職		
大学卒	754	46.5	565,089	4,381	560,707			
短大卒	46	46.3	489,186	5,578	483,608			
高校卒	187	49.9	519,957	4,710	515,247			
中卒	5	54.6	416,012	0	416,012			
技術課長	988	46.7	546,772	8,009	538,763	同 上		
大学卒	656	45.3	562,090	6,841	555,249			
短大卒	74	46.8	556,100	1,127	554,973			
高校卒	247	50.1	506,544	12,775	493,768			
中卒	11	52.0	462,104	18,655	443,449			
事務課長代理	300	43.1	482,411	46,018	436,393	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職		
大学卒	223	42.4	493,073	50,564	442,509			
短大卒	23	42.6	449,929	42,738	407,191			
高校卒	52	46.7	438,245	23,178	415,068			
中卒	2	51.4	447,866	0	447,866			
技術課長代理	359	43.1	480,201	12,255	467,945	同 上		
大学卒	247	41.6	485,900	8,832	477,069			
短大卒	21	43.9	542,151	33,627	508,524			
高校卒	88	48.1	435,424	17,724	417,699			
中卒	3	50.5	423,209	0	423,209			
事務係長	724	43.1	436,230	43,674	392,556	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職		
大学卒	377	40.8	433,754	44,515	389,239			
短大卒	89	41.9	382,870	31,685	351,184			
高校卒	250	47.0	461,689	47,860	413,828			
中卒	8	50.3	464,486	29,170	435,315			
技術係長	808	42.4	455,073	59,785	395,288	同 上		
大学卒	447	40.0	455,941	60,737	395,204			
短大卒	88	40.6	437,603	60,220	377,383			
高校卒	260	47.1	460,604	60,412	400,192			
中卒	13	55.7	447,515	11,789	435,726			
事務主任	606	40.4	374,403	32,457	341,946			
大学卒	329	39.4	393,420	36,862	356,558			
短大卒	73	38.5	342,080	43,540	298,540			
高校卒	197	41.5	358,585	25,490	333,095			
中卒	7	54.6	381,955	18,523	363,432			
技術主任	443	40.8	402,962	63,689	339,273			
大学卒	209	36.5	369,979	55,460	314,519			
短大卒	30	37.7	354,403	39,412	314,991			
高校卒	198	45.5	443,384	75,560	367,824			
中卒	6	45.2	378,483	48,839	329,643			
事務係員	4,741	35.5	319,226	29,109	290,118			
大学卒	2,426	33.0	331,588	33,332	298,256			
短大卒	804	35.3	279,465	21,593	257,872			
高校卒	1,468	39.2	320,074	26,446	293,628			
中卒	43	49.8	323,598	23,553	300,045			
技術係員	3,503	34.5	341,800	42,627	299,173			
大学卒	1,753	32.0	343,057	45,609	297,448			
短大卒	355	34.5	315,458	33,957	281,501			
高校卒	1,361	37.8	346,713	40,856	305,857			
中卒	34	51.3	336,169	24,187	311,982			

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額			備 考	対 応 級	
			きま ま つ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店(支社)長	29	49.1	729,376	47	729,328	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職10級、特10級
	大学卒	19	48.9	773,987	2	773,985		
	短大卒	3	47.2	928,178	0	928,178		
	高校卒	7	50.2	564,216	181	564,035		
	工場長	19	54.8	802,465	5,765	796,699	構成員50人以上の工場(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	17	54.6	778,419	-	775,776		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	2	56.5	984,380	29,383	954,998		
	事務部長	331	51.7	681,288	73	681,215	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	278	51.3	687,174	85	687,088		
	短大卒	12	53.4	649,375	0	649,375		
	高校卒	39	53.3	652,315	22	652,293		
	技術部長	251	51.0	683,390	480	682,910	同上	同上
	大学卒	227	50.5	684,666	549	684,116		
	短大卒	9	54.2	707,786	0	707,786		
	高校卒	15	54.2	638,908	0	638,908		
	事務部次長	83	50.3	695,490	2,824	692,666	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	同上
	大学卒	69	50.1	705,352	3,415	701,937		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	14	51.5	648,310	0	648,310		
	技術部次長	49	49.7	656,400	2,212	654,188	同上	同上
	大学卒	40	49.2	668,167	2,592	665,575		
	短大卒	5	48.5	574,041	0	574,041		
	高校卒	4	55.2	643,477	1,343	642,134		
事務課長	697	47.4	582,939	4,073	578,867	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職8級、9級	
大学卒	559	46.5	589,093	4,439	584,654			
短大卒	23	49.2	529,273	203	529,070			
高校卒	112	51.4	566,567	3,185	563,382			
技術課長	747	46.5	570,818	9,118	561,700	同上	同上	
大学卒	537	45.1	575,032	8,025	567,007			
短大卒	57	46.6	570,768	1,324	569,445			
高校卒	147	51.5	556,802	15,713	541,089			
事務課長代理	162	42.9	513,797	56,735	457,062	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	行政職6級、7級	
大学卒	136	42.3	509,985	57,937	452,049			
短大卒	9	44.4	520,284	50,278	470,006			
高校卒	16	49.4	558,811	47,655	511,156			
技術課長代理	264	43.0	498,856	4,408	494,448	同上	同上	
大学卒	204	41.8	497,831	2,407	495,425			
短大卒	15	43.7	561,679	12,015	549,665			
高校卒	45	50.5	470,287	12,946	457,341			
事務係長	381	44.3	500,047	47,213	452,834	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	行政職4級、5級	
大学卒	200	41.3	481,883	42,940	438,943			
短大卒	35	45.0	466,156	39,741	426,416			
高校卒	142	48.7	540,148	56,960	483,188			
技術係長	542	42.9	488,174	64,611	423,563	同上	同上	
大学卒	325	40.3	478,248	62,581	415,667			
短大卒	49	42.4	485,023	72,063	412,960			
高校卒	161	49.3	517,702	71,294	446,408			
事務主任	324	40.9	389,514	32,602	356,911	行政職3級(一部は4級、5級)		
大学卒	180	39.7	421,996	41,489	380,507			
短大卒	25	37.6	330,770	42,288	288,483			
高校卒	113	41.6	363,863	23,430	340,433			
技術主任	296	41.1	421,347	68,074	353,273	同上		
大学卒	141	35.9	367,581	52,453	315,129			
短大卒	19	38.9	382,207	44,929	337,277			
高校卒	134	46.7	482,103	87,563	394,540			
事務係員	2,533	36.1	344,747	33,727	311,020	行政職2級		
大学卒	1,317	33.1	351,327	38,040	313,287			
短大卒	372	36.3	300,301	22,232	278,068			
高校卒	824	40.4	353,831	32,132	321,699			
技術係員	2,519	34.7	352,899	45,743	307,156	同上		
大学卒	1,243	32.0	352,546	48,257	304,289			
短大卒	186	34.8	329,166	37,661	291,505			
高校卒	1,063	38.0	358,193	44,191	314,002			
中卒	27	51.0	341,095	25,500	315,595			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額			備 考	対 応 級
			きま つて 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
支店(支社)長	2	53.8	522,059	0	522,059	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職8級、9級
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	1	x	x	x	x		
高校卒	1	x	x	x	x		
中学校卒	-	-	-	-	-		
工場長	8	53.9	654,707	0	654,707	構成員50人以上の工場(社)の長(取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	6	53.7	702,741	0	702,741		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	2	54.5	512,410	0	512,410		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務部長	145	52.7	572,964	1,186	571,778	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の 長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	113	52.2	579,308	1,082	578,226		
短大卒	8	55.8	602,640	0	602,640		
高校卒	21	55.3	532,515	354	532,161		
中学校卒	3	49.7	538,592	14,621	523,971		
技術部長	59	53.0	633,037	242	632,794	同上	同上
大学卒	37	53.1	683,454	0	683,454		
短大卒	6	52.9	543,025	462	542,562		
高校卒	15	52.1	555,249	718	554,531		
中学校卒	1	x	x	x	x		
事務部次長	72	49.8	486,967	2,071	484,896	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職	同上
大学卒	47	48.8	511,234	1,859	509,374		
短大卒	6	50.6	475,343	0	475,343		
高校卒	19	51.5	437,888	3,285	434,603		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	38	49.9	530,084	0	530,084	同上	同上
大学卒	23	50.8	558,504	0	558,504		
短大卒	3	49.5	552,940	0	552,940		
高校卒	12	47.8	462,294	0	462,294		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務課長	240	46.7	463,514	6,548	456,966	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職6級、7級
大学卒	163	46.9	476,663	4,830	471,833		
短大卒	21	41.9	423,705	15,008	408,697		
高校卒	55	47.5	441,350	9,015	432,335		
中学校卒	1	x	x	x	x		
技術課長	200	47.6	478,257	5,089	473,168	同上	同上
大学卒	106	46.3	504,048	1,203	502,845		
短大卒	15	47.5	516,295	472	515,823		
高校卒	75	49.1	436,917	11,093	425,824		
中学校卒	4	52.9	425,966	12,988	412,978		
事務課長代理	118	43.9	424,184	27,179	397,005	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職	行政職5級
大学卒	76	43.7	450,046	33,406	416,640		
短大卒	9	42.4	380,430	42,162	338,267		
高校卒	32	44.7	382,267	11,019	371,247		
中学校卒	1	x	x	x	x		
技術課長代理	85	42.9	402,771	45,858	356,914	同上	同上
大学卒	36	39.9	399,708	55,241	344,468		
短大卒	5	43.1	474,795	130,162	344,632		
高校卒	41	45.5	392,390	25,023	367,367		
中学校卒	3	50.5	423,209	0	423,209		
事務係長	260	41.8	377,786	47,029	330,757	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長 及び係長級専門職	行政職4級
大学卒	136	40.9	394,421	56,161	338,260		
短大卒	48	39.8	334,222	27,668	306,555		
高校卒	74	44.7	378,648	44,473	334,175		
中学校卒	2	49.0	414,189	45,169	369,020		
技術係長	224	41.3	389,523	54,163	335,360	同上	同上
大学卒	106	39.4	394,374	59,892	334,482		
短大卒	27	37.1	373,278	60,717	312,561		
高校卒	88	44.4	388,351	46,407	341,945		
中学校卒	3	55.2	400,772	24,313	376,459		
事務主任	214	39.2	348,285	34,731	313,554	行政職3級(一部は 4級)	
大学卒	117	39.1	343,213	29,040	314,173		
短大卒	38	39.1	354,652	47,529	307,123		
高校卒	58	39.7	355,790	38,845	316,945		
中学校卒	1	x	x	x	x		
技術主任	107	40.0	367,076	58,013	309,062	同上	同上
大学卒	54	38.5	383,812	64,831	318,981		
短大卒	5	35.2	280,117	29,567	250,551		
高校卒	44	42.4	355,061	51,955	303,106		
中学校卒	4	38.5	382,355	7,430	310,925		
事務係員	1,746	34.4	283,899	24,698	259,201	行政職2級	
大学卒	889	32.9	303,144	28,192	274,952		
短大卒	349	34.1	263,061	23,619	239,443		
高校卒	492	36.8	266,004	19,577	246,427		
中学校卒	16	49.2	290,778	25,773	265,005		
技術係員	798	33.4	299,576	30,636	268,940	同上	同上
大学卒	450	31.3	302,838	35,506	267,332		
短大卒	120	33.8	292,475	27,548	264,927		
高校卒	225	37.1	295,366	22,766	272,600		
中学校卒	3	50.2	409,644	32,551	377,093		

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額			備 考	対 応 級
			きま つて 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
支店(支社)長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職7級、8級
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学校卒	-	-	-	-	-		
工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場(取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務部長	33	50.6	524,472	0	524,472	2課以上又は構成員20人以上の部の長	同上
大学卒	22	49.9	539,529	0	539,529	職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
短大卒	2	43.9	670,311	0	670,311		
高校卒	9	53.4	460,348	0	460,348		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術部長	20	50.0	528,232	3,419	524,813	同上	同上
大学卒	12	51.5	561,162	5,698	555,464		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	8	47.7	478,837	0	478,837		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	17	48.5	502,891	0	502,891	前記部長に事故等のあるときの職務代行者	同上
大学卒	8	49.4	509,389	0	509,389	職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	8	50.6	501,416	0	501,416		
中学校卒	1	x	x	x	x		
技術部次長	5	44.0	460,544	0	460,544	同上	同上
大学卒	3	45.7	434,240	0	434,240		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	1	x	x	x	x		
中学校卒	1	x	x	x	x		
事務課長	55	45.0	471,777	991	470,786	2係以上又は構成員10人以上の課の長	行政職6級
大学卒	32	44.7	508,646	0	508,646	職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
短大卒	2	43.0	489,522	0	489,522		
高校卒	20	45.8	420,247	2,542	417,705		
中学校卒	1	x	x	x	x		
技術課長	41	46.0	429,299	1,432	427,867	同上	同上
大学卒	13	49.0	445,073	0	445,073		
短大卒	2	47.7	392,466	0	392,466		
高校卒	25	45.4	426,660	2,020	424,639		
中学校卒	1	x	x	x	x		
事務課長代理	20	39.4	399,737	10,701	389,036	前記課長に事故等のあるときの職務代行者	行政職5級
大学卒	11	36.2	417,275	6,398	410,877	課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者	
短大卒	5	35.4	349,052	12,304	336,749	課長に直属し部下4人以上を有する者	
高校卒	4	51.7	393,107	21,521	371,586	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	10	45.4	443,225	17,749	425,476	同上	同上
大学卒	7	45.4	437,265	35,071	402,194		
短大卒	1	x	x	x	x		
高校卒	2	42.0	431,500	0	431,500		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務係長	83	41.8	343,580	17,195	326,384	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者	行政職4級
大学卒	41	38.3	334,732	13,810	320,922	職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	
短大卒	6	42.6	322,925	19,215	303,710		
高校卒	34	45.4	344,965	20,084	324,881		
中学校卒	2	49.0	501,591	30,641	470,950		
技術係長	42	41.5	377,848	22,831	355,017	同上	同上
大学卒	16	39.5	370,893	18,816	352,078		
短大卒	12	40.8	385,494	9,845	375,649		
高校卒	11	43.4	365,842	44,856	320,986		
中学校卒	3	57.7	457,934	39,951	417,983		
事務主任	68	40.3	333,252	24,363	308,888		行政職3級(一部は4級)
大学卒	32	37.1	348,879	28,418	320,461		
短大卒	10	39.3	325,484	30,279	295,206		
高校卒	26	43.6	320,649	18,956	301,692		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術主任	40	40.1	331,864	37,488	294,376	同上	同上
大学卒	14	35.9	320,632	50,444	270,189		
短大卒	6	35.8	324,858	28,749	296,109		
高校卒	20	42.8	337,919	34,728	303,191		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務係員	462	35.8	257,124	9,521	247,603		行政職2級
大学卒	220	33.9	276,383	12,873	263,510		
短大卒	83	34.4	218,875	7,396	211,480		
高校卒	152	38.8	249,199	6,361	242,838		
中学校卒	7	45.8	287,646	1,762	285,884		
技術係員	186	35.8	279,227	25,767	253,461	同上	同上
大学卒	60	35.4	301,118	24,794	276,324		
短大卒	49	35.2	292,550	28,366	264,184		
高校卒	73	35.5	252,915	26,372	226,543		
中学校卒	4	55.2	201,583	0	201,583		

その2 公民給与比較の対象外職種
規 模 計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給 与 月 額			備 考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)	
技能・ 労務関係 職種						
電 話 交 換 手	4	47.4	333,705	7,083	326,621	見習、外国語の電話交換手を除く。
自家用乗用自動車運転手	10	53.6	376,356	57,588	318,768	
守 衛	-	-	-	-	-	
用 務 員	8	46.3	222,799	5,152	217,647	
海事関係 職種						
船 長 ・ 機 関 長	11	49.9	1,017,895	0	1,017,895	
一 等 航 海 士 ・ 一 等 機 関 士	3	38.0	742,801	148,598	594,203	
二 等 航 海 士 ・ 二 等 機 関 士	1	x	x	x	x	
三 等 航 海 士 ・ 三 等 機 関 士	7	24.1	507,527	100,270	407,257	
運 航 士	-	-	-	-	-	
甲 板 長 ・ 操 機 長	-	-	-	-	-	
甲 板 手 ・ 操 機 手	-	-	-	-	-	
甲 板 員 ・ 機 関 員	-	-	-	-	-	
教育関係 職種						
大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	42	60.2	867,911	24,557	843,355	
大 学 学 准 教 授	198	53.8	751,832	29,697	722,136	
大 学 講 師	136	44.0	602,539	15,072	587,467	
大 学 助 教 員	88	42.1	506,318	1,420	504,898	
大 学 助 手	45	37.7	491,949	1,081	490,868	
高 等 学 校 校 長	34	37.3	351,644	0	351,644	
高 等 学 校 教 頭	1	x	x	x	x	
高 等 学 校 教 員	3	55.5	674,992	11,494	663,498	
高 等 学 校 教 諭	88	46.3	540,468	10,551	529,917	
研究関係 職種						
研 究 所 長	3	50.6	645,405	0	645,405	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、 上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
研 究 部 （ 課 ） 長	63	48.5	619,943	229	619,714	
研 究 室 （ 係 ） 長	37	41.3	437,605	18,438	419,166	
主 任 研 究 員	41	41.9	459,807	10,654	449,152	
研 究 員	172	34.2	383,141	24,214	358,927	
研 究 補 助 員	31	35.5	250,057	4,017	246,040	
医療関係 職種						
病 院 長	3	54.8	1,233,216	41,725	1,191,491	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
副 院 長	9	55.4	1,294,703	111,809	1,182,894	
医 科 長	32	48.6	1,221,207	241,320	979,888	
医 師	56	39.4	1,001,577	132,355	869,221	
歯 科 医 師	-	-	-	-	-	
薬 劑 師	13	51.6	486,275	45,054	441,221	
薬 劑 師	55	38.5	326,599	23,718	302,880	
診 療 放 射 線 技 師	78	36.9	394,923	66,262	328,660	
臨 床 検 査 技 師	95	37.0	334,591	37,022	297,568	
栄 養 学 士	36	38.5	282,121	22,838	259,283	
理 学 療 法 士	82	28.7	286,602	14,664	271,938	
作 業 療 法 士	61	32.2	274,359	7,132	267,227	
総 看 護 師	11	56.7	492,780	3,635	489,146	
看 護 師	111	45.4	413,223	42,131	371,092	
看 護 師	380	36.2	358,162	57,707	300,455	
准 看 護 師	197	48.1	306,477	35,028	271,449	

第16表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴 企業規模		項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増額	据置き	減額	
		大学卒	計		39.1	(14.4)	(82.1)
500人以上			45.5	(18.1)	(81.1)	(0.8)	54.5
100人以上500人未満			40.0	(11.0)	(84.2)	(4.8)	60.0
50人以上100人未満			20.7	(11.5)	(77.0)	(11.5)	79.3
高校卒	計		21.9	(19.8)	(75.3)	(4.9)	78.1
	500人以上		17.5	(19.0)	(81.0)	(0.0)	82.5
	100人以上500人未満		28.0	(24.6)	(68.4)	(7.0)	72.0
	50人以上100人未満		16.5	(0.0)	(91.6)	(8.4)	83.5

(注) ()内は、採用がある事業所を100とした場合である。

第17表 民間における昇給制度の状況

(単位：%)

役職段階 企業規模		項目	昇給制度あり	昇給制度なし			
				自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	計		89.3	41.7	71.3	33.3	10.7
	500人以上		88.9	41.5	75.9	41.2	11.1
	100人以上500人未満		95.9	45.2	70.8	33.4	4.1
	50人以上100人未満		74.1	33.3	61.8	14.3	25.9
課長級	計		73.8	27.4	58.8	24.4	26.2
	500人以上		67.7	21.6	57.9	28.0	32.3
	100人以上500人未満		83.7	31.4	63.0	26.1	16.3
	50人以上100人未満		63.2	31.0	50.9	12.0	36.8

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第18表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額	(参考) 県職員の支給状況
配偶者	14,527円	13,000円
配偶者と子1人	20,162円	19,500円
配偶者と子2人	26,069円	26,000円

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。
なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

企業規模	項目	係 員		課 長 級	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	計	59.2	40.8	52.7	47.3
	500人以上	60.3	39.7	48.2	51.8
	100人以上500人未満	57.0	43.0	53.7	46.3
	50人以上100人未満	61.9	38.1	60.6	39.4

第20表 民間における交通用具使用者に対する通勤手当の支給状況

(単位：%)

支給の有無	事業所割合
支給	93.4
非支給	6.6

(単位：%)

支給形態	事業所割合	
運賃相当額制	全額支給制	73.0
	制限支給制	27.0
距離段階別定額制	79.6	
一律定額制	1.3	
その他	4.5	

(注) 支給形態別の事業所割合は、交通用具使用者に対する通勤手当を支給する事業所を100とし、全額支給制及び制限支給制の割合は、運賃相当額制の事業所を100とした割合である。

第3 生計費関係資料

平成21年4月の標準生計費算定方法

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる「家計調査」（総務省）等の大分類項目に対応する。

食料費	……………	食料
住居関係費	……………	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……………	被服及び履物
雑費Ⅰ	……………	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	……………	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（神戸市・勤労者世帯）における平成21年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成16年の「全国消費実態調査」（総務省）の勤労単身世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成21年4月の費目別標準生計費を算定した（従前18歳～21歳の勤労単身世帯を基に算出していたが、本年から、18歳～24歳の勤労単身世帯を基に算出した。）。

（参考） 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成20年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、就業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第21表 神戸市における費目別・世帯人員別
標準生計費（平成21年4月）

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	31,900	34,690	46,570	58,440	70,320
住居関係費	23,940	39,670	36,220	32,770	29,320
被服・履物費	8,560	5,460	7,510	9,590	11,650
雑 費 I	31,220	37,220	55,610	74,000	92,380
雑 費 II	12,700	15,660	20,580	25,500	30,420
合 計	108,320	132,700	166,490	200,300	234,090

<参考> 費目別・世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費目	2 人	3 人	4 人	5 人
	食 料 費	0.452	0.607	0.762
住居関係費	1.035	0.945	0.855	0.765
被服・履物費	0.370	0.510	0.650	0.790
雑 費 I	0.289	0.432	0.575	0.718
雑 費 II	0.284	0.374	0.463	0.553

第 4 労働経済関係資料

第22表

民 間 給 与 等 の 推 移

項 年 目 月	① きま っ て 支 給 す る 給 与 (調査産業計)				② 所 定 内 給				
	全 国		兵 庫 県		全 国		一 般 労 働 者	兵 庫 県	
	(調査産業計)		(調査産業計)		(調査産業計)		(調査産業計)	(調査産業計)	
	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)
19 年 度	300.6	△ 0.1	287.6	2.0	274.3	△ 0.1	0.2	261.4	1.7
20 年 度	297.4	△ 1.6	282.8	△ 2.1	273.3	△ 0.9	△ 0.6	257.6	△ 1.9
20年4月	305.3	△ 0.3	291.0	△ 0.9	278.0	△ 0.2	0.0	263.7	△ 1.2
5月	299.8	△ 0.6	285.3	△ 1.1	274.3	△ 0.5	△ 0.1	259.8	△ 0.8
6月	300.9	△ 0.9	287.0	△ 0.7	275.5	△ 0.7	△ 0.7	261.5	△ 0.8
7月	301.1	△ 0.7	287.6	△ 0.1	275.6	△ 0.6	△ 0.5	261.7	△ 0.4
8月	299.3	△ 0.8	284.2	△ 1.7	274.4	△ 0.5	△ 0.4	258.8	△ 1.7
9月	299.6	△ 1.0	286.7	△ 0.6	274.9	△ 0.6	△ 0.5	261.0	△ 0.5
10月	300.8	△ 1.2	286.3	△ 1.2	275.5	△ 0.7	△ 0.6	261.0	△ 0.9
11月	299.5	△ 1.8	283.6	△ 2.5	274.7	△ 1.0	△ 0.6	258.3	△ 2.1
12月	298.0	△ 2.4	285.0	△ 1.7	275.0	△ 1.2	△ 1.0	259.5	△ 1.0
21年1月	288.0	△ 2.7	274.9	△ 3.2	266.1	△ 1.6	△ 1.3	250.5	△ 3.0
2月	289.0	△ 3.0	270.6	△ 5.2	268.2	△ 1.4	△ 1.2	248.2	△ 4.4
3月	288.0	△ 3.8	271.3	△ 6.1	267.5	△ 1.9	△ 0.9	247.7	△ 5.5
4月	290.6	△ 3.4	272.2	△ 5.5	269.4	△ 1.8	△ 1.2	249.1	△ 4.5
5月	285.9	△ 3.2	268.0	△ 4.9	265.4	△ 1.7	△ 1.3	245.5	△ 4.3
6月	288.0	△ 2.7	269.6	△ 4.9	267.8	△ 1.3	△ 0.5	249.3	△ 3.4

資料出所：厚生労働省 毎月勤労統計調査（事業所規模30人以上）
 兵庫県企画県民部政策室統計課 毎月勤労統計地方調査（事業所規模30人以上）

(注) 1 兵庫県における前年度比の値については、各年4月から翌年3月までの値を基に算出している。
 2 前年度比・前年同月比の値については、平成17年平均=100とした指数を基礎としている。
 3 ②の兵庫県一般労働者の前年同月比、及び③の兵庫県の前年同月比については、統計データを基に人事委員会で作成している。

与 県	③ 所 定 外 給 (調査産業計)				④ 総 実 労 働 時 間 数 (調査産業計)		⑤ 所 定 外 労 働 時 間 数 (調査産業計)	
	全 国		兵 庫 県		全 国	兵 庫 県	全 国	兵 庫 県
一般労働者 前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)
1.6	26.3	1.0	26.1	0.2	154.2	149.8	13.4	13.2
△ 1.3	24.2	△ 8.4	25.2	△ 3.6	151.1	147.2	12.1	12.4
△ 0.8	27.2	0.2	27.3	2.7	158.3	154.4	13.7	13.5
0.2	25.6	△ 0.8	25.5	△ 1.8	150.8	146.4	12.8	12.9
△ 0.3	25.4	△ 0.6	25.5	1.5	157.1	153.4	12.7	12.6
△ 0.2	25.6	0.1	25.9	3.3	159.2	153.9	12.9	12.8
△ 1.3	24.9	△ 2.4	25.5	0.5	148.1	144.5	12.3	12.4
△ 0.6	24.7	△ 3.3	25.7	1.0	152.0	149.2	12.7	13.3
△ 0.5	25.3	△ 4.2	25.2	△ 3.2	157.2	151.9	12.8	12.7
△ 2.3	24.8	△ 8.5	25.3	△ 4.9	152.0	149.4	12.5	12.5
△ 1.1	23.5	△ 13.7	25.5	△ 7.6	149.7	147.7	11.9	12.5
△ 1.9	21.9	△ 14.1	24.4	△ 5.8	139.7	134.9	10.7	11.4
△ 3.2	20.8	△ 20.4	22.5	△ 15.2	143.5	140.4	10.1	11.3
△ 3.6	20.5	△ 23.4	23.6	△ 13.5	145.3	140.6	10.3	11.3
△ 3.7	21.2	△ 21.0	23.2	△ 15.0	152.4	147.9	10.7	11.5
△ 3.9	20.5	△ 18.7	22.4	△ 12.1	140.4	135.0	10.2	10.8
△ 2.7	20.2	△ 19.2	20.3	△ 20.5	152.6	146.4	10.3	11.1

第23表 鋳工業生産指数等の推移

年 目 月	① 鋳工業 生産指数	② 常用雇用 指数	③ 有効求人倍率 (季節調整値)		④ 完失業 率	⑤ 消費 (全 世)	
	兵庫県	全 国 (調査産業計)	全 国	兵 庫 県	全 国 (季節調整値)	全 国	
	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	(%)	(千 円)	前年度比・ 前年同月比 (%)
19 年 度	△ 3.0	1.7	1.02	0.92	3.8	299.1	1.2
20 年 度	△ 9.6	1.4	0.77	0.70	4.1	294.4	△ 1.6
20年4月	△ 5.0	2.0	0.93	0.84	4.0	310.7	△ 1.7
5月	△ 4.7	1.9	0.93	0.81	4.0	288.1	△ 1.7
6月	0.8	1.7	0.90	0.79	4.1	282.0	0.5
7月	△ 1.2	1.6	0.88	0.76	4.0	298.4	2.3
8月	△ 9.2	1.5	0.85	0.74	4.1	291.2	△ 1.6
9月	1.7	1.6	0.83	0.73	4.0	281.4	△ 0.0
10月	△ 2.5	1.5	0.80	0.73	3.8	291.5	△ 1.8
11月	△ 13.5	1.2	0.76	0.70	4.0	284.8	0.7
12月	△ 11.5	1.3	0.73	0.69	4.3	337.0	△ 4.2
21年1月	△ 21.7	1.0	0.67	0.62	4.1	291.4	△ 5.9
2月	△ 28.3	0.7	0.59	0.56	4.4	266.0	△ 3.5
3月	△ 20.0	0.3	0.52	0.51	4.8	310.7	△ 0.6
4月	△ 24.6	0.0	0.46	0.47	5.0	306.3	△ 1.4
5月	△ 26.7	△ 0.7	0.44	0.45	5.2	285.5	△ 0.9
6月	△ 20.3	△ 0.7	0.43	0.44	5.4	277.2	△ 1.7

資料出所：①兵庫県企画県民部政策室統計課 ②厚生労働省 毎月勤労統計調査（事業所規模30人以上）
 ③厚生労働省 ④総務省統計局 労働力調査 ⑤総務省統計局 家計調査
 ⑥総務省統計局 小売物価統計調査 ⑦日本銀行

(注) 1 ①、②、⑥、⑦については、平成17年平均=100とした指数を基礎としている。
 2 ①の兵庫県における前年度比の値については、各年4月から翌年3月までの値を基に算出している。

支 出 帯)		⑥ 消 費 者 物 価 指 数 (総 合)			⑦ 国 内 企 業 物 価 指 数
		全 国	人 口 5 万 以 上 の 都 市	神 戸 市	全 国
(千 円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
301.9	0.6	0.4	0.3	0.1	2.3
296.7	△ 1.7	1.1	1.1	0.9	3.2
314.9	△ 1.5	0.8	0.7	0.6	4.0
291.0	△ 2.0	1.3	1.3	0.9	4.9
284.5	1.6	2.0	1.9	1.4	5.8
300.8	1.6	2.3	2.2	1.6	7.5
290.8	△ 2.7	2.1	1.9	1.2	7.6
283.8	△ 0.1	2.1	1.8	1.6	7.0
293.9	△ 2.9	1.7	1.5	1.2	4.5
285.7	△ 0.5	1.0	0.9	0.9	2.4
336.8	△ 3.2	0.4	0.4	0.6	0.9
296.6	△ 5.4	0.0	0.1	0.2	△ 0.9
268.1	△ 4.4	△ 0.1	0.1	0.1	△ 1.9
313.0	△ 1.0	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.1	△ 2.5
308.8	△ 1.9	△ 0.1	△ 0.1	0.2	△ 3.9
289.8	△ 0.4	△ 1.1	△ 1.0	△ 0.6	△ 5.5
279.6	△ 1.7	△ 1.8	△ 1.7	△ 1.3	△ 6.7